

のべしんディスクロージャー誌

NOBEOKA SHINKIN BANK

2019



Disclosure
2019 ☺☺
Nobeoka Shinkin bank

目 次

ごあいさつ	1
経営理念・経営方針	2
組織図	3
信用金庫の制度	4
総代名表	7
事業の概況・展望	8
延岡信用金庫と地域社会	10
のべしんのあゆみ	12
リスク管理への取組 ―コンプライアンス体制―	13
中小企業の経営改善及び地域経済活性化に向けた取組	18
あらかると	21
手数料一覧	24
資料編	25~43

ごあいさつ

皆様には、平素より格別のご愛顧、お引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

おかげさまで延岡信用金庫は平成30年度の決算におきましても一定の業績を確保することができました。これも偏に会員をはじめ地域の皆様の長年に亘るご支援の賜物と、心より感謝いたしますとともに厚くお礼申し上げます。

ここに平成30年度ディスクロージャー誌を発刊し、経営・財務内容、業績、業務などをご報告いたしますとともに、当金庫の地域経済活性化や地域振興等への思い、地域貢献活動などの取組みをご紹介します。私どもへのご理解を深めていただきますようお願い申し上げます。

さて平成30年度の我が国経済は、アベノミクスの下、いざなぎ景気を超えたとの認識が示され「景気は緩やかな回復」が据え置かれました。その後、米中貿易摩擦の影響などから一部に弱さがあるとの発表がなされ企業や業種または地域や規模により景況感にばらつきがみられます。一方、地域経済は、高齢化や人口減少等の構造的な問題を抱え中小零細企業は人手不足や後継者問題に加え生産コスト等の影響から厳しい経営環境に晒されています。

そのような環境の中で、地元金融機関として、中小企業の再生支援、経営改善等によって地域の中小零細企業を支え、起業や創業を支援するために延岡市・商工会議所等と連携し、地域経済の持続的発展と市民の生活向上に取り組んでまいりました。

2019年度におきましては、“しんきん「共創力」発揮3か年計画～地域と共に未来へ歩み続け、「真に必要とされる金庫」をめざそう～”の中心年度として様々な環境変化の本質を見据え、持続可能なビジネスモデルの構築と財務基盤の強化を図りながら、「真に必要とされる金庫」をめざし、積極的に地域やお客様の課題解決に尽力していくとともに、地域の活性化や繁栄に全役職員が危機感を以て全力で邁進する所存でございます。また、引続きお客様からの信頼を得るために法令遵守、顧客保護等の管理態勢及び各リスク管理態勢等についても高度化を目指してまいりますので、なお一層のご支援、ご愛顧を引き続き賜りますようお願い申し上げます。



理事長 松山 昭

2019年 7月

理事長 松山 昭

のべしんは 地元のホームドクター を目指します!

経営理念

中小企業の健全なる発展
豊かな国民生活の実現
地域社会繁栄への奉仕

基本方針

地域金融機関として、地域の繁栄に奉仕し、地域のすべての人々から信頼され、親しまれる信用金庫にする。

経営方針

地域密着の徹底による強固な経営基盤の確立
強靱な経営体質の構築による競争力の強化
自己資本の充実による経営の健全化
時代の変化に対応できる人材の育成

行動規範

礼節 信用金庫人としての規律、礼儀、マナー
革新 新たなものを創造し、チャレンジしていく
感謝 感謝の気持ちで真心のサービスを

金庫概要

概要	
創立	大正12年10月8日
本店	延岡市南町1丁目4番地3
店舗数	8店舗
店舗外自動機コーナー	5ヶ所
出資金	2億8千5百万円
会員数	9,288名
役員数	78名
自動機設置台数	14台(うち店外ATM5台)

(平成31年3月末現在)

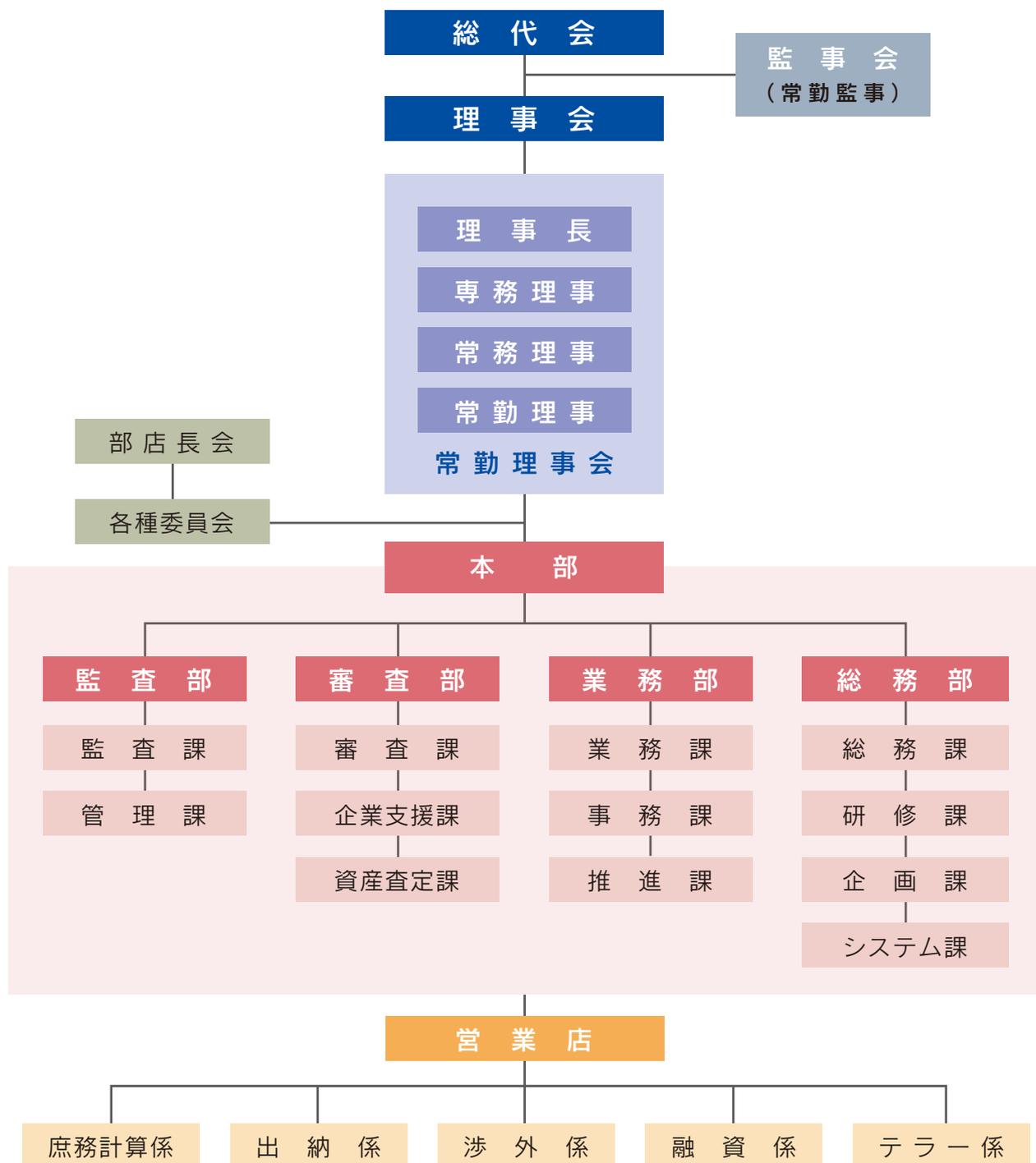
役員一覧

理事長	松山 昭
専務理事	田中 豊仁
常務理事	黒木 哲也
理事	清本 英男
理事	吉玉 典生
理事	岸上 照夫
常勤監事(員外)	山野 修一
監事	木本 宗雄
監事	新谷 博

(令和元年7月1日現在)

組 織 図

(令和元年7月1日現在)



職 員 数

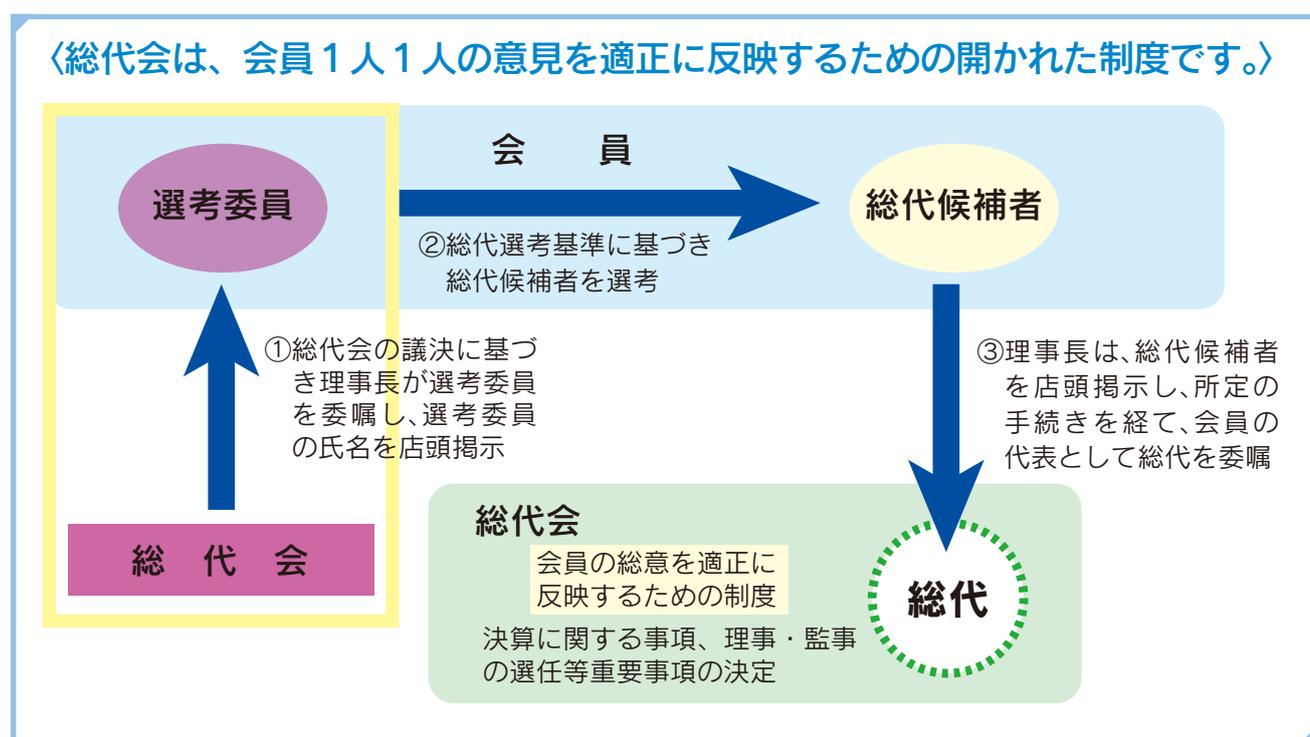
	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
職 員 数	71	75	77	79	74
う ち 男 子	45人	46人	47人	47人	45人
う ち 女 子	26人	29人	30人	32人	29人
平 均 年 齢	33.8才	32.7才	33才	32.9才	33.2才
平 均 勤 続 年 数	12.10年	11.94年	12.2年	12年	12.4年

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です
 - ・ 総代の定数は、60人以上90人以内で、会員数に応じて各選任地区ごとに定められております。
- なお、2019年6月30日現在の総代数は75人で、又、同年3月末の会員数は9,288人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を総代会の議決に基づき選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

(注) 総代選考基準

- ① 資格要件
 - ・ 当金庫の会員であること等
- ② 適格要件
 - ・ 総代として相応しい見識を有していること
 - ・ 候補者の年齢は、改選期となる年の1月1日時点において満80歳未満とする。

〈総代が選任されるまでの手続について〉

地区を15区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。

①総代候補者 選考委員の 選任

総代会の議決により、選任区域ごとに会員のうちから選考委員を委嘱

選考委員の氏名を店頭に掲示

②総代候補者 の選考

選考委員が総代候補者を選考

理事長に報告

総代候補者の氏名を、1週間店頭掲示

上記掲示について宮崎日日新聞に公告

異議申出期間(公告後2週間以内)

③総代の選任

・ 会員から異議がない場合
または
・ 選任区域の会員数の1/3未満
の会員から異議の申出があった
総代候補者

・ 選任区域の会員数の1/3以上
の会員から異議の申出があった
総代候補者

当該総代候補者が選任区域の
総代定数の1/2以上

当該総代候補者が選任区域の
総代定数の1/2未満

A・Bいずれか選択

A. 他の候補者を選考

(上記②以下の手続を経て)

理事長は総代に委嘱

総代の氏名を店頭で1週間掲示

B. 欠員(選考を行わない)

お知らせ

「総代候補者選考委員の選任」につきましては、第96期通常総代会(平成30年6月26日開催)において、総代会の機能向上に関する業界申し合わせに沿って、選考委員の選任を決議によって決定頂きました。

第97期通常総代会の決議事項

令和元年6月24日(月)、午後5時よりエンシティホテル延岡(延岡市紺屋町)にて開催された第97期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

1. 議案

- 報告事項 第97期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)業務報告、貸借対照表、損益計算書の内容報告並びに会計監査人及び監事の計算書類監査結果報告の件
- 第1号議案 第97期余剰金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 理事全員任期満了につき選任の件
- 第4号議案 監事1名選任の件
- 第5号議案 退任理事及び退任監事に対する退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 理事および監事の報酬等の総額の件
- 第7号議案 その他



2. 永年勤続者表彰

総代会終了後、毎年総代や職員の功績を称えるため、総代及び職員の永年勤続者表彰等を行っております。今回の表彰は、勤続20年の職員1名、優績店舗1店舗、優績者1名の該当があり、理事長より表彰状及び記念品の授与が行われました。



自:2019年4月16日
至:2022年4月15日

● 総代名表

選任地区	地区内容	定数	総代氏名		
川南1区	旭ヶ丘、北一ヶ岡、南一ヶ岡、 石田町、土々呂町、櫛津町、門川町以南	6名	赤田 豊 6	石塚 吉則 6	大久保 次郎 6
			岩切 光市 6	末 永 慎治 4	高 森 讓 3
川南2区	緑ヶ丘、構口町、塩浜町、平原町、 伊達町、沖田町、若葉町、鶴ヶ丘	8名	崎野 清 6	菅原 壮一郎 6	永尾 正徳 6
			山本 修二 6	山崎 郁夫 6	吉本 勝一 4
			酒巻 重敏 4	井上 剛 2	
川南3区	安賀多町、春日町、旭町、 三ツ瀬町、永池町、愛宕町	6名	山本 靖行 6	甲斐 伸幸 5	出先 秀樹 4
			竹内 圭介 3	大野 隆治 2	竹井 孝成 2
川南4区	大瀬町、新小路、西小路、恒富町、 古城町、三須町、小野町	4名	山本 俊幸 6	谷山 光永 5	有留 秀雄 4
			森 龍彦 4		
川南5区	中島町、出北、惣領町、長浜町、 方財町、卸本町、浜砂町、別府町	8名	澤部 俊一 6	倉澤 教昭 6	山田 英昭 5
			浮島 勝利 4	有村 誠 4	日高 光明 4
			佐藤 一雄 3	山口 博司 1	
川中1区	中央通、新町、船倉町、須崎町、 柳沢町、本町、南町、北町、中町	4名	本田 汎宣 6	首藤 豊司 4	久米 隆志 5
			山本 勝治 3		
川中2区	本小路、東本小路、桜小路、 天神小路、大貫町	5名	甲斐 靖一 6	林田 美智男 4	西本 幸則 4
			玉置 光明 2	岸田 貴子 1	
川中3区	西階町、野地町、野田町、天下町、吉野町	5名	吉田 秀樹 6	柳田 佳生 6	峯田 俊彦 5
			平岡 誠一 5	成水 哲也 5	
川中4区	松山町、小峰町、岡富町、貝の畑町、 高野町、細見町、岡元町、北方町以西	3名	甲斐 照二 5	岡田 孝仁 4	甲斐 重孝 1
川北1区	祇園町、紺屋町、博労町、恵比須町、 瀬の口町、北小路、高千穂通、古川町	5名	甲斐 正幸 4	平吉 徳行 4	吉田 裕之 2
			吉田 昌史 2	富山 雅彦 1	
川北2区	昭和町、日の出町、川原崎町、 桜園町、中の瀬町	4名	山口 盛徳 6	川端 敏洋 6	長友 廣光 5
			清永 秀人 2		
川北3区	山下町、栄町、幸町、萩町、中川原町、 富美山町、山月町、宇和田町	6名	米川 史郎 6	佐藤 太通 6	岡田 明利 4
			佐藤 英明 2	西沢 清子 2	梶井 崇之 1
川北4区	檉山町、稲葉崎町、桜ヶ丘、 夏田町、尾崎町、柚木町	4名	染矢 俊明 6	川原 辰夫 6	甲斐 久喜 6
			高山 真司 1		
川北5区	大武町、柚ノ木田町、栗野名町、 大門町、牧町、大峽町、差木野町、北川町	4名	井下 寿海 6	宮川 博美 2	兼松 孝幸 2
			大保 博司 1		
川北6区	無鹿町、二ツ島町、川島町、水尻町、 鹿小路町、東海町、浦城町、北浦町	3名	沢部 誠一 6	後藤 喜久雄 6	永出 明 4
計 15 区		75名	(令和元年6月30日現在の総代数は75名です。)		

※名前の横の数字は総代の就任回数であります。なお、回数の計算起点は総代選考基準を改定しました平成16年4月からの就任回数であります。

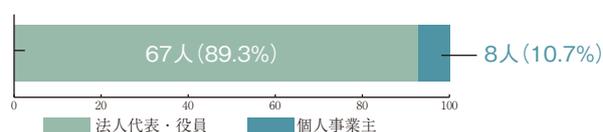
● 総代業種別構成

業 種	総代数(人)	構成比(%)
製造業	6	8.0%
農業、林業	1	1.3%
建築業	22	29.3%
卸売業	8	10.7%
小売業	17	22.7%
不動産業	5	6.7%
生活関連サービス業	3	4.0%
飲食業	5	6.7%
医療、福祉	1	1.3%
その他サービス業	7	9.3%
合 計	75	100.0%

● 総代業種別構成

年 齢	総代数(人)	構成比(%)
49歳未満	5	6.7%
50歳～59歳	8	10.7%
60歳～69歳	29	38.7%
70歳以上	33	44.0%
合 計	75	100.0%

● 総代業種別構成



事業概況

1. 業績

平成30度も厳しい経営環境の中で、当金庫は「安定収益確保による健全経営の維持」、「営業力の強化によるシェア拡大」、「経営体質の強化とリスク管理の徹底」、「人材育成とコンプライアンス態勢の強化」、「中小企業支援、地域創生、社会貢献に向けた取組強化」に全力で取り組みました。そして、“しんきん「共創力」発揮3か年計画”の初年度として信用金庫の原点である「相互扶助」の経営理念に基づき積極的に推進した結果、預金積金では前期比1,655百万円、2.69%増加、期中平残1,095百万円、1.77%増加となりました。内訳では要求性預金では個人が594百万円、5.7%増加、法人は、一般法人が463百万円、9.73%増加、定期性預金では個人38百万円、0.13%減少、法人で一般法人は483百万円14.66%増加しました。一方、貸出金は前期比143百万円、0.46%増加、割引手形57百万円、7.21%減少となり、証書貸付30百万円0.11%減少、当座貸越も57百万円3.12%減少となり手形貸付が289百万円、10.15%増加したことで貸出金の増加が図れています。

損益面では経常収益では前期比98百万円、8.64%減収となり、内訳として貸出金利息は金利競争が厳しい中、貸出金残高の増加が計画通りに進まず15百万円、1.81%減収、預け金利息も3百万円、9.01%減収、有価証券利息は、前期利益確保の解約を3件行ったのに対し今期は解約を行っていない事もあり48百万円、51.41%減収、役務取引等収益で受入為替手数料が微減するも、その他の受入手数料が1百万円4.47%増収となったことにより全体としても1百万円の増収となりました。

一方、経常費用では156百万円、14.82%減少、これは、前期、取引企業の倒産、業況の改善見込みに懸念がある先への備えとして取り組み、一般貸倒引当金繰入、個別貸倒引当金繰入が増加しましたが、今期は大きな倒産も無く、不良債権の回収も進んだことで一般、個別ともに引当金繰入が無く、戻り益となったことで臨時費用が122百万円86.87%減少、業務費用で預金利息も10百万円38.60%減少したことで33百万円3.71%減少となりました。

経常利益は58百万円増益となるも、業務純益は40百万円減益となり、最終的に当期純利益は、99百万円にて49百万円の増益決算となりました。また経営の健全性を示す自己資本比率は11.51%となり、国内基準4%を大きく上回っております。

2. 事業の展望

迎える2019年度は、日銀は現状の金融政策を継続することを発表していますが、今後の経済環境は、米国と中国の貿易摩擦や英国のEU離脱問題、中国や新興国経済の減速など不透明感があり警戒が必要と考えられます。

国内的にも消費税率引上げ、都市部と地方の格差や人口減少問題があるなかで、異業種の銀行参入、キャッシュレスの拡大なども見込まれることから、競争激化に拍車がかかると想定されます。

そのような中、協同組織の地域金融機関として、経営理念である「相互扶助」「共存共栄」の精神のもと「つなぐ力」を発揮し、当金庫はとりわけ地方創生・延岡新時代創生総合戦略の推進に呼応して延岡市と包括連携協定を締結しており、2019年度についても、“しんきん「共創力」発揮3か年計画～地域と共に未来へ歩み続け、「真に必要とされる金庫」をめざそう～”の中心年度として様々な環境変化の本質を見据え、持続可能なビジネスモデルの構築と財務基盤の強化を図りながら、「真に必要とされる金庫」をめざし、積極的に地域やお客様の課題解決に尽力していくとともに、地域の活性化や繁栄に全役職員が危機感を以て全力で取り組んでいきます。

3. 当金庫が対処すべき課題

以上のような基本認識のもと次の重点課題を積極的に推進していきます。

1. 安定収益の確保による健全経営の維持
2. 営業力の強化による顧客の増加
3. 経営体質の強化とリスク管理の徹底
4. 支援力の強化と金融仲介機能の発揮
5. 人材育成とコンプライアンス態勢の強化

金庫の主要な事業内容

○当金庫は次の業務及びこれに付随する業務を行っております。

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け、（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理

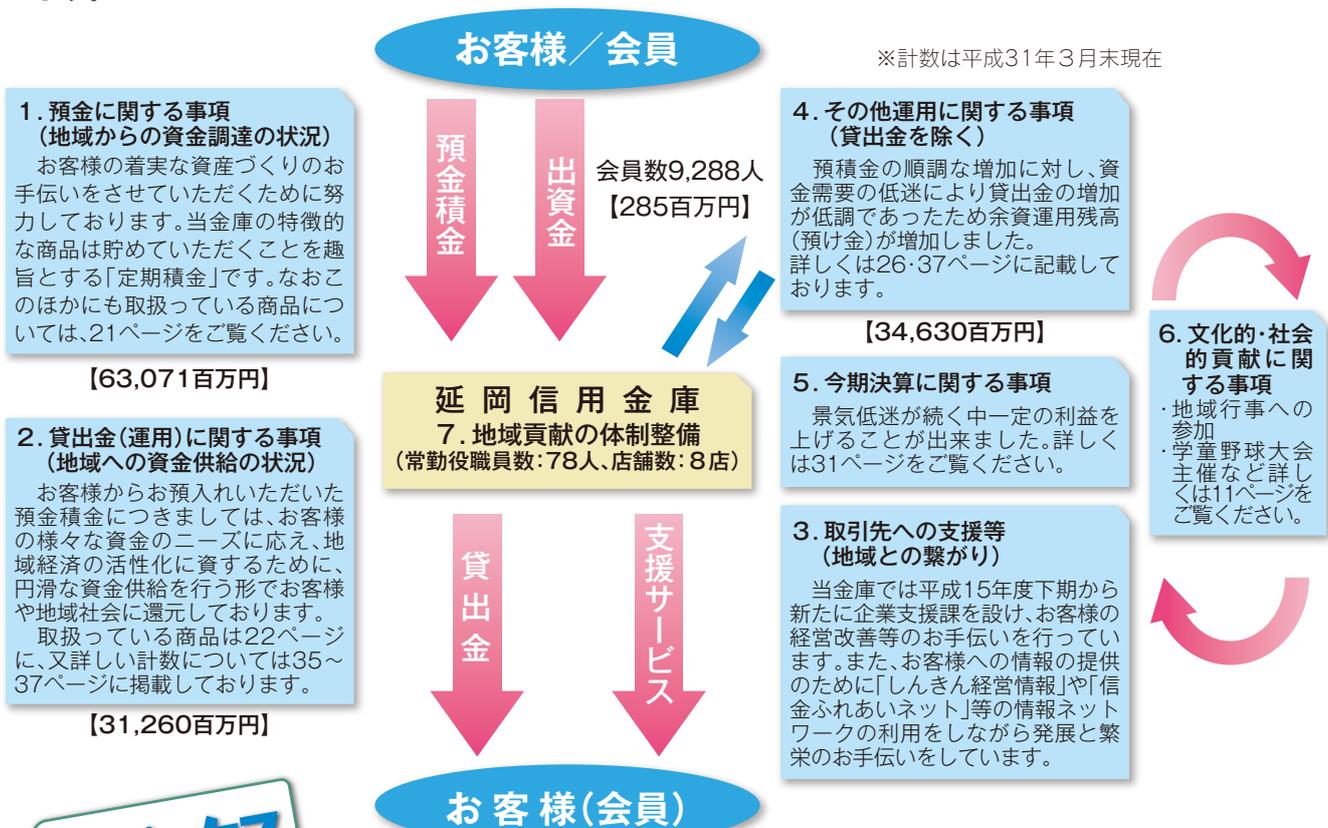
株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構	独立行政法人農林漁業信用基金
独立行政法人中小企業基盤整備機構	一般社団法人しんきん保証基金
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
 - イ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
 - 信金中央金庫
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であつて信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことができる業務
 - (1) 当せん金付証券法により行う宝くじ業務
 - (2) スポーツ振興法により行うスポーツ振興くじ業務
 - (3) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (5) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

～ のべしんは地元のホームドクターを目指します ～

○金融機能による地域経済活性化への取組み

当金庫は、延岡市を中心に宮崎県の県北地域を事業地区として、地元の中小企業者やお住まいの方々が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の協同組織金融機関です。

金融業務を通じ地域社会の繁栄に貢献することを基本として、地元のお客様の資産形成やライフプランに合わせた様々な種類の金融商品を取り揃え、地元のお客様から大切な資金(預金積金)をお預かりしています。そして、この資金を、地元の中小企業や個人のお客様にご融資することで、地域社会繁栄のお手伝いをしています。



トピックス

- 延岡信用金庫旗争奪学童野球大会開催
 延岡信用金庫旗争奪学童野球大会も今年で20回目の記念大会を迎えます。「野球を通じて、青少年の健全な育成、そして中学校、高等学校野球のレベルアップになれば」との思いで大会を運営して参りました。これからも地域活性化に繋がる大会と成る様、21世紀の青少年に明るい希望を持たせる為にも、役職員一同、「少しでもお役に立てれば」と考え開催させていただきます。
- 延岡市仕事と暮らし応援リフォーム商品券の換金業務
 今年度は、子育て世代、2世代世帯、移住世帯、働きやすい職場づくりへの応援を 目的に商品券が発行され、換金業務を市内で唯一行ってまいります。
 ※詳しいお問い合わせは延岡商工会議所までお願いいたします。
 発行額: 2億4千万円 販売価格: 1枚5万円の商品券が4万5千円で購入できます。1世帯若しくは1中小企業あたりの購入限度額は50万円です。
- げんきのべおか商品券(2019年度大学入学記念)換金業務
 今年度も九州保健福祉大学に入学する256名の新入生向に1学生あたり5千円の商品券が発行されその換金業務を行っております。取扱期間は2019年9月末まで、換金期間は10月11日となっております。
- スタートアップ支援センターによる支援事業
 商工会議所と連携し平成26年に開設され、既に71名の事業者が起業されています。創業・起業を志す方への相談事を受け付けております。今年度も多くの事業創生に繋がることを願い取り組みます。
- 遺言相談会開催
 相続関係でお悩みの皆様向けに弁護士による遺言相談会を実施します。
 「相談したくても誰に相談してよいのか解らない」といった声を反映した取り組みとして、『遺言の日』である11月15日に開催する予定です。

▶ 地域貢献活動

当金庫は地域の文化や経済発展に少しでも貢献したいと考え、献血活動、地元商店街のお祭りなど、地域行事に積極的に参加、また毎月第2木曜日は「信用金庫の日」と定め支店単位で全役職員による奉仕活動を行っております。

スタートアップ支援センター

『延岡商工会議所』と雇用創出や女性経営者の育成を目指し、「地域産業振興連携協定」を締結。協定に基づき「スタートアップ支援センター」に参画、事業計画書の策定や資金調達をワンストップで支援する取組を行っております。

平成30年度は支援センターの活動として創業窓口相談会、創業塾、創業者交流会、ロゴマークの贈呈を実施しました。

※相談日実施回数:20回開催 のべ相談件数79件(47名)

※創業塾:受講者30名

受講者は、講義の9割出席で「修了証」を受け取ることができ、実効性のある創業事業計画書を作成することで、延岡市の認定創業者としての申請ができ補助金やインキュベーション利用等の支援を受けることができます。平成30年度までの受講者は136名、うち109名が修了証を受け取り、24名が補助金等の制度を利用されています。

※創業者交流会:創業者17名、支援機関14名、専門家4名参加

平成30年11月19日、日本政策金融公庫の協力も受けてセミナーを開催しました。

「創業したいが、具体的な方法が分からない」という相談にも、スキルや過去の経験から事業の競争優位性を洗い出し計画策定を支援するなど取り組みを行っております。

また、「事業承継の支援」として「後継者バトンタッチセミナー」「後継者バトンタッチ実践研修」を開催して、「事業承継(見える化)計画書」の作成を支援しました。



第19回延岡信用金庫旗争奪学童野球大会

地域の青少年の健全な育成と非行防止を図り、21世紀を生きる青少年に明るく希望を持たせる為に、地元野球界の協力を得て「延岡信用金庫旗争奪学童野球大会」を平成12年8月の第一回大会から毎年開催しています。大会も会を重ね第19回大会(平成30年7月14日決勝戦)を開催する事ができました。野球少年、少女にとりましては一つの目標大会であると楽しみにして頂いており、第19回大会も熱戦が繰り広げられました。



第19回大会

- 優勝
「東ファイターズ」
- 準優勝
「南方小野球クラブ」

各種イベント参加など

- 大師まつり「本店・駅前支店・安賀多支店が各商店街への協力参加」
- まつり延岡「ばんぱ踊り参加」
- アースデーへの参加
- 毎年、「信用金庫の日(6月15日)」に合わせて6月に「献血」活動を実施しています。



のべしんのあゆみ

大正12年10月	有限責任延岡信用組合創業 ◆常勤役員3人 ◆組合員597人
昭和18年4月	市街地信用組合となる
昭和25年4月	信用組合に改組
昭和26年5月	南延岡支店開設
11月	延岡信用金庫となる。
昭和29年5月	国内為替業務取扱
昭和35年5月	駅前支店開設
昭和37年11月	営業地区拡張(延岡市一円、門川町、日向市)
昭和38年9月	安賀多支店開設
昭和41年4月	姫野豊治理事長就任
昭和50年3月	一ヶ岡出張所開設
昭和52年1月	九州信金共同事務センター加盟
昭和53年7月	一ヶ岡出張所支店に昇格
昭和56年5月	佐藤章理事長就任
昭和59年5月	証券業務認可(国債等の募集開始)
昭和61年3月	本店新築落成
昭和63年5月	第三次オンラインスタート
平成2年2月	土曜休業日CD稼働スタート(駅前・一ヶ岡)
平成3年7月	両替商業業務の取扱開始
7月	山本寿理事長就任
平成7年11月	西階支店開設
平成8年4月	旭ジャスコ延岡店店外ATM設置
9月	マックスバリュウ岡富店店外ATM設置
10月	北支店開設
平成11年3月	郵貯とATM接続提携
6月	金丸恵一理事長就任
平成12年3月	デビットカードスタート
8月	第1回「延岡信用金庫旗争学童野球大会」開催
8月	営業時間延長(9時から16時)
10月	グループウェア(金庫LAN)及び自己査定・企業信用格付システム導入
平成13年1月	ローソンとの提携デビットカード取扱い開始
3月	スポーツ振興くじ当せん金換金業務スタート(本店・安賀多支店)
4月	保険窓口販売業務開始
7月	ATM振込業務取扱開始
平成14年3月	出北支店開設
平成15年3月	個人向け国債取扱開始
10月	創業80周年を迎える
	ホームページ公開
12月	インターネット(モバイル)バンキング開始
平成17年2月	ビッグマートユーホー ATM設置
8月	サンフレッシュむしかATM設置
平成19年4月	金丸理事長が、平成19年春の叙勲「旭日双光章」を受章
5月	南延岡支店 店内改装オープン
平成20年12月	「反社会的勢力に対する基本方針」の制定
平成21年6月	「利益相反管理方針」の制定
7月	第10回「延岡信用金庫旗争学童野球大会」開催
11月	駅前支店「お客さま駐車場」の用地確保、整備
平成22年1月	「地域金融円滑化のための基本方針」の制定
7月	オンラインホストマシーン 西日本事務センターへの移行完了
平成23年3月	ICキャッシュカード 発行開始
4月	各規程に反社会的勢力の排除条項を導入
6月	延岡市住宅リフォーム商品券の換金業務を開始
平成24年2月	九州管内の信用金庫ATMでの通帳記帳開始
9月	法人インターネットバンキング新システム移行
平成25年1月	個人インターネットバンキング新システム移行
2月	「しんきん電子記録債権サービス」取扱開始
10月	創立90周年記念事業により延岡市内、小・中学校22校へ教育用50型デジタルテレビ、延岡市立図書館へ「児童図書620冊」を贈呈
11月	宮崎県と「環境貢献型みやざきスギの家」認定制度に関する協定を締結
11月	日本政策金融公庫延岡支店と「創業支援などで連携の覚書」を締結
平成26年2月	延岡商工会議所と「地域産業振興連携協力に関する協定」を締結
5月	延岡商工会議所との連携による「スタートアップ支援センター」開設
7月	イオン多々良店 ATM設置
7月	宮崎県中小企業家同友会と「業務協力に関する覚書」を締結
7月	第15回「延岡信用金庫旗争学童野球大会」開催
平成27年4月	延岡市と「包括連携協定」を締結
6月	金丸恵一会長(非常勤)就任、松山昭第9代目理事長就任
平成28年2月	宮崎県と県内5金庫並びに信金中央金庫と包括連携協定を締結
平成29年6月	宮崎県警と宮崎県信用金庫協会の協定により「こども110番」見守りを開始
平成30年3月	個人向け信託商品の取扱開始(信金中央金庫の信託契約代理店)

内部統制システム構築の基本方針

近年、金融機関を取り巻く経済・金融環境は、ますます複雑化・多様化の一途をたどっております。このような金融環境のもと、金融機関としての高い信頼性を維持するため、当金庫においてもリスク管理を最重要視し、現在直面しているさまざまなリスクに対応するリスク管理態勢を構築することにより、経営の健全性維持と安定収益確保に努めております。

一方で、近年、大企業による不祥事が多発し、企業経営におけるコンプライアンスおよび内部統制の重要性が強調され、不祥事を防止するための有効な対策が企業に求められております。こうしたことを背景に、当金庫においても、当金庫の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として「内部統制基本方針」を平成19年12月20日に制定、平成27年5月1日改定を行いました。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して見直し・改善を行い、その実効性確保に取り組んでおります。

内部統制基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性を確保するため「内部統制基本方針」を定める。

当方針では、理事に委任することなく理事会が決定しなければならない重要な業務執行について、整備すべき体制及び事項ごとに明らかにするとともに、あわせてさらに強固な体制を築くため「コンプライアンス部門」「リスク管理部門」及び「内部監査部門」並びに「監事」が担う役割等についても定める。

1. 理事会の決定する事項

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、「信用金庫行動綱領」とこれに基づく「行動規範」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル(金融取引ルールブック)」およびコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。

(2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部門」を設置するとともに各業務部門および営業店等毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図る。また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。

2. 理事の職務遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書取扱い及び情報セキュリティ等に関する規定に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適正な保存および管理を行う。

(2) 理事および監事はこれらの文書等を常時閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。

(2) 当庫全体のリスクを一元的に管理する部門(以下、「リスク統括部門」という。)及びリスクカテゴリー毎の主管部門を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。

(3) リスク統括部門は、当庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会(以下「常務会」という。)に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常務会及び理事会に速やかに報告する。

(4) 大規模自然災害をはじめ金庫の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態備え、「コンテンジェンシープラン」を定め、平時より危機管理態勢を整備する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常務会」を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規程(および同付議基準)」および「常務理事会規定」に定める。

(2) 効率的な職務執行体制の確立を図るため、経営組織、職務分掌及び職務権限に関する諸規定を定める。

(3) 理事会は全役職員が共有する経営方針、長期経営計画及び年度毎の事業計画書を制定する。

(4) 会員及び預金者等のステークホルダーの理解を得ることにより、当庫の事業を効率的に運用するため、経営情報及び地域貢献活動等の開示を適時適切に行い経営の透明性を高める。

5. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

(1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。

(2) 監事はその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常務会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

6. 前号の職員の理事からの独立性及び職員に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。

(2) 監事の職務を補助すべき職員の人事に関する事項については、監事との意見交換を実施のうえ決定するものとする。

(3) 当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分等の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

7. 次に掲げる体制その他の当該金庫の監事への報告に関する体制

イ 理事及び職員が当該金庫の監事に報告をするための体制

(1) 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。

- ① 理事会及び常務会で決議された事項
- ② 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 経営状況に関する重要な事項
- ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ 公益通報の状況及び内容
- ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

(2) 職員は、③から⑦に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。

(3) 監事は、理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。

(4) 監事は、役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、当該監事に対して速やかに適切な報告を行うことを義務付ける。

(5) 監事は、その職務において必要な範囲において、当金庫の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止する。同内容を役職員に周知する。

(2) 上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。

(3) 監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示しない。

(4) 上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報保護に関する規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

9. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 不祥事発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

(3) 経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとする。

(4) 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監事は、監事会規定および監事監査基準に基づく、理事会その他重要な会議への出席、および内部監査部門・会監査人等との関係を通じ、監査を実効的に行う。

(2) 監事会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

II. コンプライアンス部門の役割

(1) コンプライアンス部門は、当金庫におけるコンプライアンスの状況を定期的にまたは必要に応じてコンプライアンス委員会に報告するとともに、必要に応じ理事会に付議または報告する。

(2) コンプライアンス部門は、理事会及び常務会並びにコンプライアンス委員会の指揮命令により、また自ら当金庫のリスク管理の維持、改善のための措置を講ずる。

III. リスク管理部門の役割

(1) リスク管理部門は、当金庫におけるリスクの状況を定期的にまたは必要に応じて常務会に報告するとともに、必要に応じ理事会に付議または報告する。

(2) リスク管理部門は、理事会及び常務会の指揮命令により、また自ら当金庫のリスク管理の維持、改善のための措置を講ずる。

IV. 内部監査部門の役割

(1) 内部監査部門は、法令順守態勢及びリスク管理体制の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会及び監事に報告するとともに、必要に応じて改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

V. 監事の役割等

(1) 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める。

(2) 監事は、理事会のほか常務会、コンプライアンス委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し意見を述べることができる。

(3) 監事は理事の職務の執行に係る情報を閲覧することができる。

(4) 監事は理事及び職員に対して、監査に必要な事項の報告を求めることができる。

(5) 監事は、当金庫のコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

リスク管理体制

金融機関の業務には、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなどさまざまなリスクが存在しており、業務の多様化、グローバル化、IT技術の進展等を背景に、これらのリスクはますます多様化・複雑化しております。

このような環境の中、当金庫が地域の金融機関として信頼され地域社会に貢献していくためには、健全でかつ安定した経営を確保していくことが重要と考えております。

当金庫では、リスク管理態勢の確立を経営の最重要課題として位置付け、金融環境の変化に柔軟に対応できるよう統合的リスク管理態勢の構築・充実に取り組んでおります。

信用リスク

貸出を行なっている先の業況悪化や倒産等から貸出利息や元本の返済が契約通りに行われなくなるリスクのことです。当金庫では厳格な審査体制を取っています。また、内部研修の実施や外部研修に積極的に参加し、本部からの営業店指導など貸出審査能力の向上を図っています。

また、当金庫が定めた自己査定実施要領により、厳格な資産査定を行い、その結果に基づいて適正な償却・引当を実施しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされる(資金繰りリスク)、あるいは、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる(市場流動性リスク)こと等により金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、支払準備資金を信金中央金庫へ預入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった信金業界としてのバックアップ体制など、流動性リスクに対する十分な管理態勢を確保しています。

事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。監査部を独立部門として営業店に対して抜き打ち的に臨店検査を実施するとともに、営業店には毎月、店内検査を義務付けるほか、監事より定期的な臨店指導も行い、事務改善委員会を定期的に開催し事務取扱いの徹底等行っています。また、日常の事務ミス防止のため各自が事務管理チェックを毎日行い事故の未然防止に万全の体制をとっています。

疑わしい取引等、犯罪に結びつくような取引により顧客及び金庫に及ぼすリスクに対して、本人確認の重要性の認識を今まで以上に職員に徹底させ事故防止に努めています。

システムリスク

システムリスクとはコンピュータシステムのダウンまたは誤作動等システムの不備によるもの、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関の収益や信用が失われるリスクのことです。

当金庫では、しんきん共同センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しています。事務センターの東・西2センター化が進み、当庫は西センターへの移行が完了しています。同センターは十分な防犯・防災施設を備えた建物にコンピュータを設置しております。また、通信の二重化等行い日常システムダウンがないよう努めております。さらに、激甚災害発生等にもオンラインシステムを止めることのないようバックアップセンター(神奈川)を設置し万全を期しています。また、当金庫内で情報処理しているパソコンネットワークについてはデータの不正な流出を防ぐため、厳正な取扱いを定め安全対策を講じております。

市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格および為替等の市場リスクファクターの変動により、資産・負債の価格が変動して損失を被るリスクのことです。

当金庫では、景気・金利見通しなどに基づいた運用調達の方針を策定し、信金中央金庫の預け金を中心に有価証券等の運用を行っております。特に有価証券では金利リスクが重要な要素となっていることから期間やリスクウエイトも考慮しながら慎重な運用を行っていると同時に、信金中央金庫へ有価証券ポートフォリオ分析を依頼し、リスクの所在と今後の課題等をモニタリングするなど多面的な管理をしております。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク(自己資本の算定に含まれる分)及び金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク(自己資本の算定に含まれない分)をいう。金庫におけるオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備・確立は、金庫の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であることを役職員が認識し、これらの態勢の整備・確立を経営陣が自ら率先して目指しています。

その他のオペレーショナル・リスク

その他のオペレーショナル・リスクとは、金庫がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク及びシステムリスクを除いた法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク等をいう。

法務リスクについては、顧客に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から損失・損害が生じないよう顧客保護管理態勢を法務リスクと位置付け、早期導入に努めております。

人的リスクについては、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為から生じる損失・損害が発生しないよう各部及び営業店において人的リスクの管理能力を向上させるため研修・教育を実施し適切な管理を行っています。有形資産リスクについては、総務部が管理、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害など直面するリスクに対して適切な管理を行っています。風評リスクについては、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害などに風評発生時において各部門及び営業店において適切に対応し、風評が伝達される媒体についてもチェックを行い管理しています。

▶ コンプライアンス体制

コンプライアンスとは「法令等遵守」と訳され、その遵守すべき対象は、法律、政省令などの制定法令、それらに関連する規則、細則などに加えて、社内規程、業界における倫理規定、社会通念にまで及び、当金庫が日常業務を遂行していく上で関わってくる数多くの法令やルール及び社会的規範を遵守することをいいます。そこで、金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が問われている現在、当金庫が「地域金融機関」として地域社会から信頼を得て公共的使命を遂行していくために、我々はこのコンプライアンスを経営の重要課題と位置づけております。又、不祥事件の撲滅を図るためには不祥事件を起こさせないための風土づくりが重要であると認識し、さらに、リスク性商品の取扱いの増加もあって、顧客保護態勢の再構築が求められており、コンプライアンス態勢のなお一層の強化を図るため、コンプライアンス委員会が核となってコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンスの確立が金庫の企業価値を向上させ企業の発展へと繋がることを強く認識し、コンプライアンス態勢の整備強化に努めてまいります。

延岡信用金庫行動綱領本文

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

(従業員の人権の尊重等)

5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

(環境問題への取組み)

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会貢献活動への取組み)

7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

(反社会的勢力との関係遮断)

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

以上

反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に毅然として立ち向かい、断固排除するとともに、金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、地域の皆様から信頼される公正で健全な金庫を目指すため、当金庫のHPに「反社会的勢力対応に係る基本方針」を明確に示して具体的な拒絶宣言を行っています。

金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は52ページ参照)または総務部(電話:0982-22-1111)にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京、熊本県、鹿児島県以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、遵守事項を定め、お客さまからの信頼向上に努めます。

保険募集方針

当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正な保険募集を行うための方針として、「保険募集指針」を定めております。「詳しくは当金庫本支店の店頭ポスター、または当金庫ホームページをご覧ください。」

個人情報保護基本方針(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

平成30年1月1日
延岡信用金庫

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

○ 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

○ お客様の個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④ 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

○ 当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

○ お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧ 預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等でのダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

- お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さまからの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

○ リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客さまの個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

○ クッキーについて

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客さまがウェブサイトへアクセスする際、お客さまのパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客さまが当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客さまが接続されたその時のみ有効であり、また、お客さまの氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫業務部までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】 延岡信用金庫 業務部

住 所: 〒882-0822 延岡市南町1丁目4-3

電話番号: 0982-22-1111 F A X: 0982-22-0450

中小企業の経営改善及び地域経済活性化に向けた取組

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、お客様に必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努め地域の活性化に取り組んでまいりました。また、当金庫は、「非営利」の共同組織金融機関として「相互扶助」の理念の下、こうした取組を自らの社会的使命と考えており、内外の経済情勢等に左右されることなく以下の方針に基づき、これからも実践してまいります。

当金庫は、お客様からの融資に関するご相談や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合には、これまでと同様、コンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様が抱える問題・課題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んで参ります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記の取組方針を適切に実施するため、以下の通り、必要な体制整備を図っています。

- ・本取組方針及び経営改善支援取扱規定の制定
- ・コンサルティング機能の発揮を支えるノウハウ蓄積・人材の育成等を目的として、中小企業診断士を配置。
- ・お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるため、各種講座への派遣や通信講座の受講、担当者別研修会を実施。
- ・「中小企業経営力強化支援法」に基づく認定支援機関の認定を受け、各種の補助金事業申請の支援。
- ・外部機関との包括連携。

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

①創業・新規事業開拓の支援

- ・商工会議所との連携相談窓口「スタートアップ支援センター」による創業窓口相談会、創業塾、創業者交流会、ロゴマークの進呈を実施した。
- ・平成30年度スタートアップ支援センターの取組
相談日実施回数20回 のべ相談者数79名 創業者数20名
創業塾 受講者30名
創業者交流会 創業者17名参加
- ・「創業補助金」の申請支援件数3件、採択3件

②成長段階における支援

- ・「ものづくり・商業・サービス補助金」の申請支援件数19件、採択17件。

③経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ・条件変更受付件数(平成30年度) 事業性114件、住宅ローン1件
- ・経営改善支援先として10先を重点支援
営業店と本部が連携を図りながら貸付の条件変更等に積極的に対応し、モニタリング等を通じて経営改善の進捗状況を確認しながら継続的に事業再生支援を実施。

④事業承継の支援

- ・事業承継セミナー 受講者20社
- ・事業承継計画書作成研修 受講者9社 見える化計画書6社作成

⑤地域の活性化に関する取組み状況

- ・住宅リフォーム商品券の換金業務の取組

⑥「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、30年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は1,322件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は58.11%、保証契約を解除した件数は0件、又、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数は0件です。

※新規に無保証で融資をした件数の内1,316件(99.55%)については、割引手形・でんさい割引による貸付、信用保証協会の保証付融資の中で対象者が個人事業主への貸付、預金担保による貸付が含まれています。

貸付条件の変更等の実施状況(H21年12月～H31年3月)

お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その問題に応じた最適な解決策をお客さまの立場に立って提案し、十分な時間をかけて、その解決に真摯に取り組んでまいります。

■債務者が中小企業者である場合

	平成31年3月末 件数
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1,918
うち、実行に係る貸付債権	1,869
うち、謝絶に係る貸付債権	26
うち、審査中の貸付債権	3
うち、取下げに係る貸付債権	20

■債務者が住宅資金借入者である場合

	平成31年3月末 件数
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	36
うち、実行に係る貸付債権	33
うち、謝絶に係る貸付債権	1
うち、審査中の貸付債権	0
うち、取下げに係る貸付債権	2

(注1) 上記計数は債権ベースで集計しています。

(注2) 「申込」とは、「お客様から貸付条件の変更等のお申込があったもの」および「お客様から明確な貸付条件の変更等のご意向を示されていない場合でも、お客様の経営再建又は支援を図ることを目的として当金庫が元本の返済猶予、期限の延長等を行ったもの」を指します。

(注3) 「謝絶」には、申込後3ヶ月経過した「みなし謝絶」債権が含まれています。

経営改善支援等の取組実績

(H30年4月～H31年3月)

(単位：先数)

(単位：%)

	期初 債務者数	うち経営 改善支援 取組み先 数	αのうち	αのうち	αのうち	経営改善 支援 取組み率	ランク アップ率	再生計画 策定率
			期末に債務者区分がランクアップした先数	期末に債務者区分が変化しなかった先数	再生計画を策定している全ての先数			
	A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正常先 ①	935	1	/	1	1	0.1%	/	100.0%
要注意先								
うち、その他要注意先 ②	174	6	0	5	6	3.4%	0.0%	100.0%
うち、要管理先 ③	6	2	0	2	2	33.3%	0.0%	100.0%
破綻懸念先 ④	9	1	0	1	1	11.1%	0.0%	100.0%
実質破綻先 ⑤	21	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻先 ⑥	4	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計(②～⑥の計)	214	9	0	8	9	4.2%	0.0%	100.0%
合計	1,149	10	0	9	10	0.9%	0.0%	100.0%

(注) ・期初債務者数及び債務者区分は平成30年4月当初時点で整理。

・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。

・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。

なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めない。

・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。

・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。

・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。

・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。

・みなし正常先については正常先の債務者数に計上すること。

・「αのうち再生計画を策定している全ての先数 δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含む。

信用金庫経営力強化制度

『信用金庫経営力強化制度』というセーフティネットが、さらなる安心を支えます。

平成13年4月、信用金庫の健全性の確保および信用金庫業界全体の信用力の維持・向上を図るため、「信用金庫経営力強化制度」が創設されました。この制度は、経営分析・経営相談・資本増強の3つの制度から構成され、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫が運営することにより、信用金庫の経営力の強化および経営悪化の未然防止を図るものです。

◇信用金庫経営力強化制度概要



経営分析制度	信用金庫から業務及び財産の状況等に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき客観的に信用金庫の分析を行う制度です。
経営相談制度	経営全般または個別課題に関する経営相談を実施し、信用金庫の経営力を強化する制度です。
資本増強制度	信用金庫の資本増強を支援する制度です。

預金 保険制度 って？

預金保険制度は、万一金融機関が破綻した場合に、預金者の保護を図り、信用秩序を維持することを目的とした制度です。同制度に加入している金融機関は、日本国内に本店のある銀行、信用金庫、信金中央金庫、信用組合、労働金庫などです。

- 金融機関が破綻したときに預金保険で保護される預金等（「付保預金」といいます）の額は、平成17年4月以降、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす預金）に該当するものは全額であり（恒久措置）、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等となります。
- 保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

＞ あらかると

◎預 金

地元の信金だからお選びいただける、おすすめできる、ご相談いただける。

種 類	内 容
当 座 預 金	商取引にご利用いただく、小切手・手形の支払いのための預金です
普 通 預 金	サイフ代わりに、家計簿代わりにお気軽にご利用いただけます。また、公共料金や各種クレジット代金の自動振替、そして自動預入・支払機(ATM)利用口座としても便利です。
無利息型普通預金 (決済用預金)	残高が1,000万円を越えていても、全額が預金保険制度で保護されます。 ①お利息は付きません。 ②要求払い預金(出し入れ自由)です。 ③決済サービス機能が付いています。
貯 蓄 預 金	普通預金感覚で出し入れ自由でオトクな利息、ちょっとユトリのお金を有効に活用できる口座です。
総 合 口 座	ためる、つかう、借りるを一冊にした万能通帳。いざというときには定期預金を担保に90%以内、最高200万円まで自動的にご利用できます。
ス ー パ ー 積 金	目標に合わせて毎月決まった金額を積み立て、まとまった資金をつくる預金です。
ス ー パ ー 定 期	1,000万円未満の預入金額、当金庫が独自に定める利率です。期間は1カ月以上5年以内と短期・長期で有効に運用できます。
期 日 指 定 定 期 預	個人の方のみご利用できる、高利回り商品です。1年複利、期間3年以内で1年経過後は1カ月前のご通知でいつでもご自由にお引き出しできます。 また、一部支払いも1万円以上から出来ます。
変 動 金 利 定 期 預 金	金利動向をスピードキャッチ市場金利に合わせて、お預入れの6カ月ごとに適用利率が変動する定期預金です。個人の方は半年複利がご利用になれます。
大 口 定 期 預 金	1,000万円以上のまとまった資金の運用として1カ月より5年以内の期間が自由に選べる有利な利回り商品です。
通 知 預 金	お使い予定の資金を短期間にムダなく生かせる預金です。
納 税 準 備 預 金	税金の支払専用のご預金です。

◎商品利用にあたっての留意事項

- ◇ご預金により金利が異なります。金利は窓口に掲示してありますのでご確認ください。
- ◇新規に口座を開設する場合、また、200万円超の入出金及び10万円を超える現金振込を行なう場合など、犯罪収益移転防止法等により取引時確認をさせていただきますので、運転免許証・健康保険証・住民票・登記事項証明書等の提示が必要となります。
- ◇新規口座開設時などで居住地国や米国の納税義務者であるか等を確認するため、書面にて申告いただく場合や必要書類の提示をいただく場合があります。

◎融 資

- ・地域の中小企業を対象に、商業手形割引・手形貸付・証書貸付・当座貸越など事業資金の融資を行なっています。
- ・地元に住居あるいは勤務されている皆様のために、住宅ローンをはじめとする各種の個人ローンをご用意しております。ライフサイクルに合わせてご利用ください。
- ・地元の自治体を実施している、各種制度融資を取扱っています。小口の事業資金などに、低利の資金をご利用ください。
- ・信金中金・(株)日本政策金融公庫などの代理店に指定されており、これらの機関の資金がご利用いただけます。資金使途に応じ窓口にご相談ください。

□個人向けローン

	お使いみちなど	融 資 額	保 証
のべしん フラット35	金利が変わらない安心最長35年の長期固定金利住宅ローンです。	8,000万円まで	適合証明書が必要です。
のべしん住宅ローン	住宅・土地購入・増改築、マンションの購入及び借換にご利用いただけます。	8,000万円まで	全国保証(株) しんきん保証基金
リフォームプラン・エコ	住宅用太陽光発電システム・オール電化等の導入費用にご利用いただけます。	1,000万円まで	しんきん保証基金
カ ー ド ロ ー ン	急な出費にご利用ください。 お使いみち自由で、カードを使ってご利用できます。	保証額は 500万円まで	信金ギャランティ(株)、オリックス(株)、(株)オリエンコーポレーション、楽天カード(株)、しんきん保証基金
個 人 ロ ー ン	豊かな暮らし作りにご利用ください。 様々なプランに活用ください。	500万円まで	しんきん保証基金
フ リ ー ロ ー ン	お使いみち自由です。 手続きも簡単でスピーディにご利用いただけます。	300万円まで	(株)オリエンコーポレーション (株)クレディセゾン
カーライフプラン	自家用車購入、車検費用等、車に関する費用にご利用いただけます。	1,000万円まで	しんきん保証基金
教 育 プ ラ ン	ご入学金、授業料など学校に納める学費などにご利用いただけます。	1,000万円まで	しんきん保証基金

上記以外にも(株)日本政策金融公庫の進学ローン等取扱っております。窓口でご相談ください。

□事業者向けローン

事業者カードローン	法人および個人事業者対象のカードローンです。事業に必要な資金をスピーディにご用立てする便利なカードです。	1,000万円まで	宮崎県信用保証協会
メンバース ビジネスローン	商工会議所との連携商品です。商工会議所の会員様向けに事業資金が優遇金利にてご利用いただけます。	3,000万円まで	会員証明書が必要です
創業・新事業支援資金 スーパーレディース	商工会議所との連携商品です。これから創業する女性又は、開業後2年以内の女性起業家向け無担保・無保証商品です。	500万円まで	宮崎県信用保証協会
創業・新事業支援資金 始めるくん	当金庫の営業区域内で新たな事業を6ヶ月以内に営もうとする方又は、開始してから2年以内の個人事業主・法人	1,000万円まで	宮崎県信用保証協会

◎商品のご利用にあたっての留意事項

上記のようにお客様のニーズにあった商品を取り揃えています。金融機関の商品には変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下する商品や、保証会社を保証とすることによる融資には融資金利のほかに保証料が必要など、お申し込みの際にはサービスの内容を担当者にお尋ねいただき、お客様にあった商品をお選びください。

各種サービス

種類	内容
キャッシュサービス	現金預入支払機（ATM）でお気軽にご利用できます。
のべしんキャッシュサービス	・お支払い：キャッシュカード・ローンカードでご利用できます。 ・お預入れ：通帳及びカードでご利用できます。 ・残高照会：カードでできます。 ・通帳記入：通帳の未記入分を記入します。
全国しんきんネット	全国の信用金庫のATM・CDでお支払い、ご入金、残高照会ができます。
全国キャッシュサービス	全国の銀行、信用組合、JA、労働金庫のATM・CDでお支払い、残高照会ができます。
郵便貯金キャッシュサービス	全国の郵便局のATM・CDでお支払い、ご入金、残高照会ができます。
クレジットカードでのキャッシングサービス	VISA・JCB・UC・DC・UFJ・セディナ・イオンクレジット・クレディセゾン・ライフ・アプラス・ジャックス・オリコ・全日信販などのべしんのATMからキャッシングができます。
デビットカードサービス	お買い物の際、現金ではなくキャッシュカードで代金のお支払いができるサービスです。 ・ご利用：J-Debitマークのあるお店でご利用できます。お支払いの際、普通預金のキャッシュカードを提示し、専用端末にお客様ご自身で暗証番号を入力しますと、お支払い金額が即時に口座より引落としとなります。
エレクトロニクスバンキングサービス	パソコン・電話・ファクシミリなどいろいろなメディアを使つての資金移動や残高照会のサービスをご利用下さい。
テレホンバンキング	電話・携帯電話を使つて残高照会・入金明細照会や振込・振替を行うサービスです。
インターネット(モバイル)バンキング	パソコンや携帯電話を使つて残高照会・振込などを行うサービスです。
資金移動サービス	預金口座を利用し、自動的に資金の支払い・受入を行うサービスです。
自動振替サービス	公共料金・授業料・各種クレジット代金などをご指定の口座から自動的にお支払いします。
自動受取サービス	給与・年金・配当金などが自動的にご指定の口座に振り込まれます。
自動送金サービス	家賃・会費など毎月決まった先へ、ご指定の金額を自動的に送金します。
事務代行サービス	いろいろな資金管理の代行をいたします。
代金回収サービス(M-NET)	代金集金の代わりに、口座振替機能を利用して全国の金融機関の口座より資金を回収します。
税金・公共料金等の収納	税金・公共料金等の納付を受付けします。
保管サービス	時間外の預入金をお預かりします。
夜間金庫サービス	当金庫の営業時間終了後、お店の売上金などをその日のうちにお預かりします。翌営業日にはご指定の預金口座にご入金します。
保護預り	窓口でご購入の国債をお預かりします。
その他のサービス	その他各種業務のサービスを行っています。
マルチペイメントネットワーク 収納サービス ペイジー	公共料金、携帯電話料金、自動車税、国民年金保険料やインターネットショッピングの購入代金などを、金融機関のインターネットバンキング、モバイルバンキングやATMから「いつでも・どこでも・かんたん」に支払えるようにするサービスです。
しんきん電子記録債権サービス	電子記録債権法に基づき「でんさいネット」を利用して提供する新しい決済サービスです。
リースの取り次ぎ	事務機等のリースの利用申込の斡旋をしております。
スポーツ振興くじ(toto)	本店・安賀多支店で当選券の払い戻しを行っています。
保険窓販	住宅関連の火災保険・医療保険をお取扱しています。
VISA・JCBカード	カードの入会申込の斡旋をしております。

『金融商品販売』への対応

近年、様々な金融商品が発売されるようになりましたが、一方で販売をめぐるトラブルも増加しております。このため平成13年4月金融取引において金融商品販売業者（金融機関・証券会社・保険会社等）が適正な勧誘活動を行うよう定めた「金融商品販売等に関する法律」（いわゆる「金融商品販売法」）が施行されました。当金庫ではお客様へ商品の内容、リスク等の重要事項について十分説明し、適切な勧誘活動を行うことを定めた「金融商品に係る勧誘方針」策定しこれに則った営業活動を行うよう、役職員に徹底しております。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適切な情報の提供と商品説明をいたします。

1. 当金庫は、お客様の資産運用目的、知識、経験及び財産の状況に照らして、適切な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対して事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

当金庫の為替手数料及びその他手数料一覧表

◎振込手数料(1件につき)

		他行宛	総合振込 (会員のみのみ)	県内 信金宛	当金庫 本支店宛	同一店内	
						同顧客	異顧客
窓口利用	電信扱	3万円以上	864	756	648	540	216 324
		3万円未満	648	540	486	324	— 108
	文書扱	3万円以上	864	—	648	540	—
		3万円未満	648	—	432	324	—
機械利用	文書交換	3万円以上	756	—	540	—	—
		3万円未満	540	—	540	—	—
	為替自動振込	3万円以上	756	—	540	216	108
		3万円未満	540	—	324	216	108
ATM利用	IBサービス	3万円以上	540	—	540	216	0
		3万円未満	324	—	324	108	0
	HBサービス	3万円以上	540	—	324	324	216
		3万円未満	324	—	108	108	—
	テレホンバンキング	3万円以上	648	—	324	324	0 216
		3万円未満	432	—	108	108	0 54
	ATM利用(カード)	3万円以上	540	—	432	216	108
		3万円未満	324	—	216	108	54
	ATM利用(現金)	3万円以上	756	—	540	432	324
		3万円未満	540	—	324	216	108

◎CD:ATMご利用手数料

	ご利用時間帯	取引内容	当金庫	全国信金	他金融機関	郵便局
平日	9:00～18:00	入金	無料	無料	108	108
		出金	無料	無料	108	108
	18:00～21:00	入金	無料	216	216	216
		出金	無料	216	216	216
土曜日	9:00～14:00	入金	無料	無料	108	—
		出金	無料	無料	108	108
	14:00～21:00	入金	無料	216	216	—
		出金	108	216	216	216
日祝	9:00～17:00	入金	無料	216	216	—
		出金	108	216	216	216
	17:00～21:00	入金	無料	216	324	—
		出金	108	216	324	324

○他金融機関の入金については、第二地銀・信用組合・労働金庫のみとなっています。
○ご利用時間帯の終了時間については、金融機関によって異なります。

しんきん同士の手数料「ゼロ」! 全国で行っています。

◎平日/8時45分(当金庫は9時より営業)～18時の入出金 ◎土曜/9時～14時の入出金
◇上記以外の時間帯及び日曜・祝休日のATM利用には所定の手数料が必要です。

◎その他各種手数料

	項目	単位	金額
用紙交付料	小切手帳	署名鑑印刷あり	一冊(50枚) 648
		署名鑑印刷なし	一冊(50枚) 540
	約束手形帳	署名鑑印刷あり	一冊(50枚) 864
		署名鑑印刷なし	一冊(50枚) 756
	為替手形帳	一冊(25枚)	324
	マル専手形用紙	1枚	20
発行手数料	借入用約束手形用紙	1枚	540
	家賃振込帳	一冊(12枚)	540
	自己宛小切手	1枚	15
	通帳・証書再発行	1枚	540
	カード再発行	一冊・1枚	1,080
	残高証明	1枚	1,080
	自動発行残高証明	1枚	324
	取引履歴明細表	1枚	324
	保護預り(封緘)	一個につき	108
	保護預り(封緘)	一年間前払い	1,296
その他手数料	窓販国債保護預り	一年間	1,296
	夜間金庫使用料	一年間前払い	年間 12,960
	各種コピー	1枚20円	(20円×枚数)+消費税
	マイクロフィルムコピー	1枚100円	(100円×枚数)+消費税
	株式保管金証明書	(設立・増資含)	3,000円+消費税
	HB基本料金		毎月1,000円+消費税
IB基本料金		毎月1,000円+消費税	

※上記手数料等金額は、2019年7月時のものです。消費税率変更時以降は新消費税率による手数料等金額となります。

◎送金手数料

	他行宛	県内信金宛	当金庫 本支店宛
電信扱	864	432	378
普通扱	648	432	378

◎代金取立手数料

	他行宛	県内信金宛	当金庫宛
至急扱	864	432	無料
普通扱	648	432	無料
同一交換所内	無 料		

◎その他手数料

項目	金額
送金・振込の組戻料	648
不渡手形返却料(除同一交換所分)	648
取立手形組戻料(除同一交換所分)	648
取立手形店頭提示料(右料金超の場合実費)	648
その他特殊手数料	実費

◎円貨両替手数料

両替枚数	手数料	両替枚数	手数料
101～200枚	108	601～700枚	648
201～300枚	216	701～800枚	756
301～400枚	324	801～900枚	864
401～500枚	432	901～1000枚	972
501～600枚	540	1001枚以上	1,080

封貨袋での入出金・両替1本につき540円

なお両替枚数100枚までは無料です。

◎でんさいネットサービス手数料については、営業店窓口にお問い合わせください。

◎融資関係手数料表

平成30年4月1日改正

新規実行 手数料	手形貸付	新規実行	540円
		書換継続	無料
不動産担保 取扱手数料	証書貸付	新規実行 プロパー・消費者ローン・住宅ローン(注1)	1,080円
		新規・追加設定	設定額30万円以下 10,800円
		設定額30万円超～50万円以下	21,600円
	設定額50万円超	32,400円	
条件変更	手形貸付	・融資実行後に発生する変更登記が対象。 ・設定額に関わらず、1回につき ・(追加+増額)等同時設定は、 ・21,600円。 ・出来上がり担保・極度額減額は無料	21,600円
		・融資実行後、発生する変更登記が対象。 ・設定額に関わらず、1回につき ・(追加+増額)等同時設定は、 ・21,600円。 ・出来上がり担保・極度額減額は無料	21,600円
	証書貸付(プロパー・ローン)	・支払方法の変更(返済期間・返済金額)	5,400円
期限前返済	住宅ローン	・支払方法の変更(返済期間・返済金額)	5,400円
	手形貸付 証書貸付	・一部入内、全額返済	無料
保証書・ 各種証明等	住宅ローン(注2)	・全額返済	32,400円
		残高証明	1件 324円
	融資証明	1件 5,400円	
	支払利息証明	1件 216円	
保証書	1件 1,080円		
用紙交付手数料	借入用約束手形用紙	1枚	無料
確定日付(代理受領・フラット35・火災保険等)		1枚	700円

(注1)新規実行時、商品によっては保証会社宛て事務取扱手数料が必要な場合があります。
詳細については、窓口にお問い合わせください。
(注2)実行後10年以上、残高100万円未満は無料とします。
※上記融資関係手数料を「みなし利息」として計算した場合に、利息の制限を超過するお客様につきましては、手数料全額を返却いたします。

資 料 編

記載の金額、数字はすべて単位未満を切り捨てて表示してあります。
 構成比・増減率等については、小数点第2位・第3位以下を切り捨てて表示してあります。

■財務諸表

貸借対照表	26
貸借対照表記載事項説明	27
損益計算書	31
剰余金処分計算書	31

■経営指標

主要な経営指標の推移	32
業務純益・業務粗利益	32
役員取引の状況	32
資金運用・調達勘定の平均残高・利息・利回り	32
受取利息及び支払利息	33
その他業務収益・費用の内訳	33

■諸比率

資金運用利回り	33
有価証券利回り	33
資金調達原価率	33
総資金利鞘	33
総資産経常利益率	33
総資産当期利益率	33
預貸率・預証率	33
経費の内訳	33

■預 金

預金科目別残高・平均残高	34
預金種類別平均残高	34
定期預金金利種類別残高	34
預金者別預金残高	35
役職員1人当り・1店舗当り預金残高	35
財形貯蓄残高	35

■貸 出

貸出金科目別残高・平均残高	35
消費者ローン・住宅ローン残高	35
貸出金業種別残高	36
会員・会員外別貸出金残高	36
貸出金金利種類別残高	36
貸出金資金用途別残高	36
貸出金担保別残高	37
役職員1人当り・1店舗当り貸出金残高	37
債務保証見返の担保別内訳	37
代理貸付機関別残高	37

■リスク管理債権の状況

不良債権の状況	39
金融再生法開示債権額	40
貸倒引当金の内訳	40
貸出金償却	40

■有価証券

保有有価証券の種類別残高	37
有価証券の残存期間別残高	38
商品有価証券	38
デリバティブ取引	38
金銭の信託	39
第102条第1項第5号に掲げる取引	39

■自己資本の充実・子会社等

自己資本比率	44
金庫の子会社	41
役員の報酬体系	41
業界団体	41
信用金庫業界の中央金融機関としての役割	42
個別金融機関としての役割	42

■省令で定める開示項目一覧

■店舗・CD・ATMコーナー所在地



財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産	29年度(30/3末)	30年度(31/3末)	負債及び会員勘定	29年度(30/3末)	30年度(31/3末)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	951	876	預 金 積 金	61,415	63,071
預 け 金	29,850	31,279	当 座 預 金	288	334
買 入 金 銭 債 権	150	251	普 通 預 金	19,992	20,489
有 価 証 券	2,781	2,836	貯 蓄 預 金	11	14
国 債	—	—	通 知 預 金	430	430
地 方 債	—	—	定 期 預 金	36,261	37,545
短 期 社 債	—	—	定 期 積 金	4,255	4,061
社 債	1,438	1,305	そ の 他 の 預 金	176	195
株 式	166	228	そ の 他 負 債	151	121
そ の 他 の 証 券	1,175	1,302	未 決 済 為 替 借	17	18
貸 出 金	31,116	31,260	未 払 費 用	17	9
割 引 手 形	799	741	給 付 補 填 備 金	5	2
手 形 貸 付	2,847	3,136	未 払 法 人 税 等	37	0
証 書 貸 付	25,631	25,601	前 受 収 益	28	30
当 座 貸 越	1,837	1,780	払 戻 未 済 金 分	—	0
そ の 他 資 産	363	349	職 員 預 り 金	22	27
未 決 済 為 替 貸	6	13	そ の 他 の 負 債	21	32
信 金 中 金 出 資 金	262	262	賞 与 引 当 金	21	21
未 収 収 益	59	55	退 職 給 付 引 当 金	—	—
そ の 他 の 資 産	35	18	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	70	76
有 形 固 定 資 産	577	569	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2	4
建 物	191	184	偶 発 損 失 引 当 金	8	3
土 地	367	367	繰 延 税 金 負 債	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	18	17	債 務 保 証	2,064	2,289
無 形 固 定 資 産	0	0	負 債 の 部 計	63,735	65,589
前 払 年 金 費 用	84	84	(純資産の部)		
繰 延 税 金 資 産	35	1	普 通 出 資 金	283	285
債 務 保 証 見 返	2,064	2,289	利 益 剰 余 金	3,347	3,442
貸 倒 引 当 金 (△)	△ 486	△ 345	利 益 準 備 金	279	283
うち個別貸倒引当金(△)	△ 407	△ 278	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,068	3,158
そ の 他 引 当 金 (△)	—	—	特 別 積 立 金	2,950	3,010
			(体質強化積立金)	(720)	(740)
			(店舗開設積立金)	(130)	(150)
			当 期 末 処 分 剰 余 金	118	148
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	122	137
			純 資 産 の 合 計	3,754	3,865
資 産 の 部 合 計	67,490	69,454	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	67,490	69,454

◎動産・不動産減価償却累計額 (30/3末) 733 (31/3末) 745

貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 有価証券の所有区分は、すべてその他有価証券としております。有価証券の評価は、時価のあるものについては原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 45年～60年
その他 3年～20年
 4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
 5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
 7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された2つの企業年金制度(総合設立型厚生年金基金及び連合設立型確定給付企業年金基金)に加入しております。総合設立型厚生年金については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。
(当該企業年金制度は第1給付部分[共通給付部分]と第2給付部分[事業所給付部分]とで構成されております)
なお、それぞれの企業年金制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の直近の積立状況及び制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 総合設立型厚生年金基金
 - ① 制度全体の積立状況に関する事項(平成30年3月31日現在)

年金資産の額	1,669,710百万円
年金財政計算上の給付債務の額 と最低責任準備金の額との合計額	1,806,457百万円
差引額	△136,747百万円
 - ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成30年3月分)

	0.0447%
--	---------
 - ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金8百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
 - (2) 連合設立型確定給付企業年金基金(第1給付部分)
 - ① 第1給付部分の積立状況に関する事項(平成30年3月31日現在)

年金資産の額	59,352千円
年金財政計算上の給付債務の額 と最低責任準備金の額との合計額	55,686千円
差引額	3,666千円
 - ② 第1給付部分に占める当金庫の掛金拠出割合(平成30年3月分)

	1.3087%
--	---------
 - ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高3,115千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金3千円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
 9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権は19百万円であります。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
15. 有形固定資産の減価償却累計額745百万円であります。
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は24百万円、延滞債権額は843百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は54百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は304百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,227百万円であります。
 なお、16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成26年11月28日)に基づいて、参加者に売却したのものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、549百万円であります。
21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は741百万円あります。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。信金中央金庫が替決済規程により為替取引の担保として信金中央金庫定期預金2,000百万円を差し入れております。
23. 出資1口当たりの純資産額677円07銭であります。
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
 また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理
 当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
 これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
 さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
 有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - ② 市場リスクの管理
 - (i) 金利リスクの管理
 当金庫は、リスク管理規程及び要領によって金利の変動リスクを管理しております。
 リスク管理規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスクに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
 日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。
 - (ii) 価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、余剰資金運用計画の方針に基づき、理事会の監督の下、余剰運用基準、余剰運用細則に従い行われております。
 このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
 総務部で保有している株式の一部は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
 これらの情報は総務部を通じ、常勤理事会において定期的に報告されております。
 - (iii) 市場リスクに係る定量的情報
 当金庫では、「預け金」、「有価証券」のうち債券及び投資信託等、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年間)により算出しており、平成31年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で113百万円であります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の算定方法については(注1)参照)なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	31,279	31,320	41
(2) 有価証券			
その他有価証券	2,773	2,773	—
(3) 貸出金			
貸出金 (*1)	31,260	—	—
貸倒引当金 (*2)	△345	—	—
	30,914	31,690	775
金融資産計	64,968	65,784	816
(1) 預金積金 (*1)	63,071	63,085	14
金融負債計	63,071	63,085	14

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、簡便な方法により算出した時価に代わる金額が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、スワップ)で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの帳簿価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは市場金利(LIBOR、スワップ)で割り引いた価額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を、市場金利(LIBOR、スワップ)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。割引率は、市場金利(LIBOR、スワップ)を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	63
合 計	63

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	16,500	7,500	—	—
有価証券	379	950	766	—
その他有価証券	379	950	766	—
貸出金	7,612	10,194	6,302	4,785
合 計	24,492	18,645	7,069	4,785

(注) 期間の定めのないもの、償還予定の見込めないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金	58,417	4,483	—	168
合 計	58,417	4,483	—	168

(注) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。
 その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	43	31	12
	債 券	1,305	1,297	7
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	1,305	1,297	7
	そ の 他	1,253	1,073	180
	小 計	2,603	2,402	201
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	121	132	△10
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	48	50	△1
	小 計	170	182	△12
合 計		2,773	2,585	188

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,317百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,113百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	75百万円
役員退職慰労引当金	20
未収利息不計上額	6
その他	32
繰延税金資産小計	134
評価性引当額	△59
繰延税金資産合計	75
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	50
前払年金費用	22
繰延税金負債合計	73
繰延税金資産(負債)の純額	1百万円

監査法人による外部監査を受けています。

信用金庫法第38条の2の規定に基づき、平成30年度においてEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、26ページから31ページに記載されている貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、監査済みのものを当金庫の責任において転載したものであります。

平成30年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「計算書類」という。)の適正性、及び計算書類作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月25日

延岡信用金庫

理事長 松山 昭 

独立監査人の監査報告書	
令和元年5月27日	
延岡信用金庫 理 事 会 御 中	
EY新日本有限責任監査法人	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 塚 昌 義 
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 井 義 博 
<p>当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、延岡信用金庫の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。</p> <p>計算書類等に対する経営者の責任 経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。</p> <p>監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。</p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査意見 当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>利害関係 金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	29年度(30/3末)	30年度(31/3末)	科 目	29年度(30/3末)	30年度(31/3末)
経常収益	1,133	1,035	その他経常費用	161	12
資金運用収益	968	901	貸倒引当金繰入額	149	—
貸出金利息	828	813	貸出金償却	—	—
預け金利息	37	34	株式等償却	—	0
金融機関貸付等利息	—	—	株式等売却損	—	—
有価証券利息配当金	95	46	その他資産償却	—	—
その他の受入利息	6	7	その他の経常費用	12	12
役務取引等収益	103	104	経常利益	77	135
受入為替手数料	63	62	特別利益	—	—
その他の役務収益	39	41	固定資産処分益	—	—
その他業務収益	14	6	その他特別利益	—	—
国債等債券売却益	—	—	特別損失	0	0
国債等債券償還益	0	0	固定資産処分損	0	0
その他の業務収益	14	6	その他の特別損失	—	—
その他経常収益	47	23			
貸倒引当金戻入益	—	15	税引前当期純利益金	77	135
償却債権取立益	—	0	法人税住民税及び事業税	56	7
株式等売却益	42	—	法人税等調整額	△28	28
その他の経常収益	4	7	当期純利益金	50	99
経常費用	1,056	900	繰越金(当期首残高)	68	48
資金調達費用	26	16	目的積立金取崩額	—	—
預金利息	23	14	当期末処分剰余金	118	148
給付補填備金繰入額	2	1	剰余金処分計算書	(単位:円)	(単位:円)
譲渡性預金利息	—	—	科 目	29年度(30/3末)	30年度(31/3末)
借入金利息	—	—	当期末処分剰余金	118,595,073	148,087,677
その他の支払利息	0	0	積立金取崩額	—	—
役務取引等費用	115	111	これを下記のように処分する。		
支払為替手数料	15	15	剰余金処分量	70,292,555	70,165,710
その他の役務費用	99	96	利益準備金	4,650,500	1,503,500
その他業務費用	0	0	出資に対する配当金	5,642,055	5,662,210
国債等債券売却損	—	—		(年2%の割)	(年2%の割)
国債等債券償還損	—	—	役員賞与金	—	—
国債等証券償却	—	—	特別積立金	60,000,000	63,000,000
その他の業務費用	0	0	(体質強化積立金)	20,000,000	20,000,000
経費	753	759	(店舗開設積立金)	20,000,000	20,000,000
人件費	479	489	繰越金(当期末残高)	48,302,518	77,921,967
物件費	261	257			
税金	12	11			

損益計算書の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額は17円59銭であります。

経営指標

主要な経営指標の推移

	単 位	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
経 常 収 益	百万円	1,103	1,117	1,083	1,133	1,035
経 常 利 益	百万円	183	149	107	77	135
当 期 利 益 金	百万円	121	108	87	50	99
預 金 残 高	百万円	57,358	58,629	60,116	61,415	63,071
貸 出 金 残 高	百万円	28,210	29,470	30,734	31,116	31,260
有 価 証 券	百万円	3,810	3,547	3,307	2,781	2,836
出 資 総 額	百万円	276	278	279	283	285
出 資 総 口 数	千 口	5,521	5,573	5,585	5,678	5,708
出 資 対 する 配 当 金	千 円	5,506	5,557	5,568	5,642	5,662
出 資 配 当 率	%	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
会 員 数	人	9,388	9,340	9,321	9,349	9,288
純 資 産	百万円	3,619	3,713	3,774	3,754	3,865
総 資 産 額	百万円	62,672	64,061	65,987	67,490	69,454
単 体 自 己 資 本 比 率	%	11.59	11.51	11.25	11.42	11.51

(注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

直近の2事業年度における事業の概況

主要な業務の状況を示す指標

業務純益・粗利益

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度
業 務 純 益	171,196	131,168
業 務 粗 利 益	945,129	884,568
資金運用益(資金利益)	942,304	885,604
役務取引等利益	△ 12,001	△ 7,289
その他業務利益	14,826	6,253
業 務 粗 利 益 率 (%)	1.46	1.34

役務取引の状況

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度
役 務 取 引 等 収 益	103,257	104,537
受入為替手数料	63,361	62,858
その他受入手数料	39,895	41,679
その他の役務取引等収益	—	—
役 務 取 引 等 費 用	115,259	111,826
支払為替手数料	15,364	15,401
その他の支払手数料	—	—
その他の役務取引等費用	99,894	96,425

資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

	平均残高(単位:百万円)		利 息 (単位:千円)		利 回 り (単位:%)	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
資 金 運 用 勘 定	64,355	65,617	968,550	901,818	1.50	1.37
う ち 貸 出 金	30,666	30,792	828,965	813,962	2.70	2.64
う ち 預 け 金	30,437	31,786	37,675	34,278	0.12	0.10
う ち 買 入 金 銭 債 権	50	151	—	893	—	0.59
う ち 有 価 証 券	2,938	2,625	95,196	46,247	3.23	1.76
う ち そ の 他	262	262	6,712	6,437	2.56	2.45
資 金 調 達 勘 定	61,829	62,924	26,246	16,214	0.04	0.02
う ち 預 金 積 金	61,803	62,898	25,988	15,956	0.04	0.02
う ち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
う ち 借 用 金	—	—	—	—	—	—
う ち そ の 他	25	25	257	258	0.99	0.99

◎受取利息及び支払利息の増減状況 (単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	対前期増減
受 取 利 息	968,550	901,818	△ 66,731
支 払 利 息	26,246	16,214	△ 10,032

◎その他業務収益・費用の内訳

収益・費用の内訳 (単位:千円)

区 分	平成29年度	平成30年度
そ の 他 業 務 収 益	14,923	6,358
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	14	28
その他の業務収益	14,908	6,330
そ の 他 業 務 費 用	96	105
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	96	105
そ の 他 の 業 務 利 益	14,826	6,253

◎諸比率

(単位:%)

諸 比 率

	平成29年度	平成30年度
資 金 運 用 利 回 り	1.50	1.37
有 価 証 券 利 回 り	3.23	1.76
資 金 調 達 原 価 率	1.24	1.22
総 資 金 利 鞘	0.26	0.15
総 資 産 経 常 利 益 率	0.11	0.19
総 資 産 当 期 利 益 率	0.07	0.14

(注) 総資産経常(当期)利益率 = $\frac{\text{経常(当期)利益}}{\text{総資産平均残高}} \times 100$

ただし、総資産については債務保証見返勘定は含んでおりません。

この比率は資産規模にたいする利益の比率を見る指標であり、一般的にROA(RETURN ON ASSETの略)と呼ばれております。

(単位:%)

	平成29年度	平成30年度
預 貸 率 (末 残)	50.66	49.56
(平 残)	49.62	48.95
預 証 率 (末 残)	4.52	4.49
(平 残)	4.75	4.17

◎経費の内訳

(単位:千円)

区 分	平成29年度	平成30年度
人 件 費	479,246	489,627
報酬給料手当	387,119	391,214
退職給付費用	30,561	39,220
その他	61,565	59,192
物 件 費	261,323	257,858
事務費	147,928	143,876
固定資産費	38,863	37,793
事業費	25,774	25,467
人事厚生費	9,989	11,680
預金保険料	21,740	20,927
減価償却費	17,028	18,113
税 金	12,557	11,913
合 計	753,127	759,399

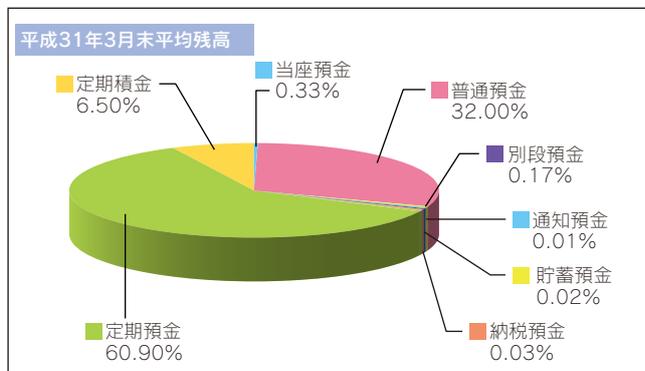
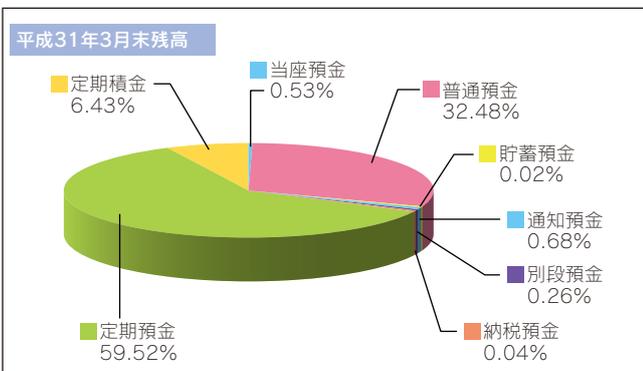
預金に関する指標

預金科目別残高

未残	30年3月末残高		31年3月末残高	
	金額	比率	金額	比率
当座預金	288	0.47%	334	0.53%
普通預金	19,992	32.55%	20,489	32.48%
貯蓄預金	11	0.01%	14	0.02%
通知預金	430	0.70%	430	0.68%
別段預金	149	0.24%	168	0.26%
納税預金	27	0.04%	26	0.04%
定期預金	36,261	59.04%	37,545	59.52%
定期積金	4,255	6.92%	4,061	6.43%
合計	61,415	100.00%	63,071	100.00%

預金科目別平均残高

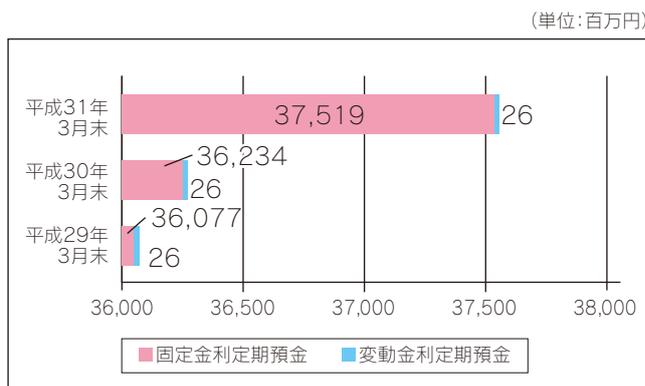
平残	30年3月末平均残高		31年3月末平均残高	
	金額	比率	金額	比率
当座預金	178	0.28%	213	0.33%
普通預金	19,587	31.69%	20,133	32.00%
貯蓄預金	10	0.01%	14	0.02%
通知預金	9	0.01%	9	0.01%
別段預金	105	0.17%	109	0.17%
納税預金	24	0.04%	23	0.03%
定期預金	37,709	61.01%	38,306	60.90%
定期積金	4,176	6.75%	4,088	6.50%
合計	61,803	100.00%	62,898	100.00%



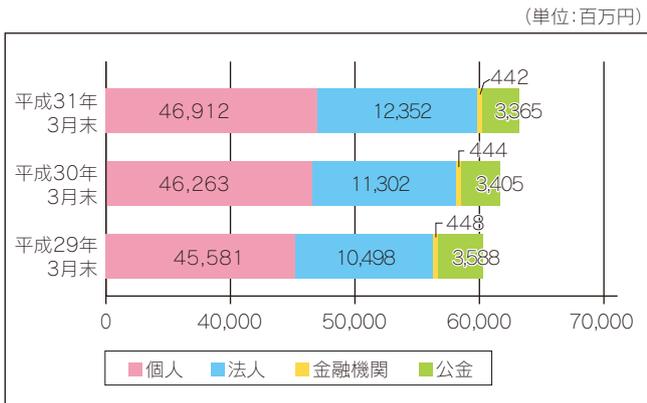
預金種類別平均残高



定期預金金利種類別残高



預金者別預金残高

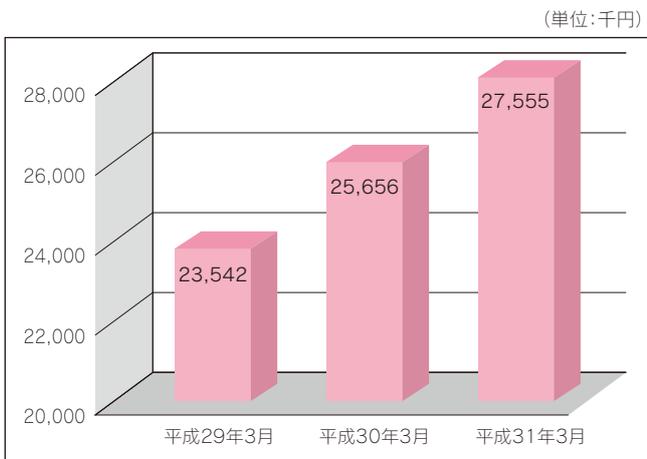


役員1人当たり・1店舗当たり預金残高

(単位:百万円)

	平成30年3月末	平成31年3月末
役員1人当たり	739	808
1店舗当たり	7,676	7,883

財形貯蓄残高



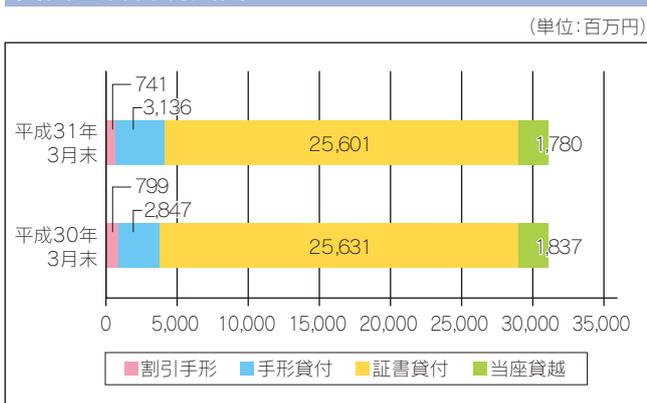
譲渡性預金残高

(単位:百万円)

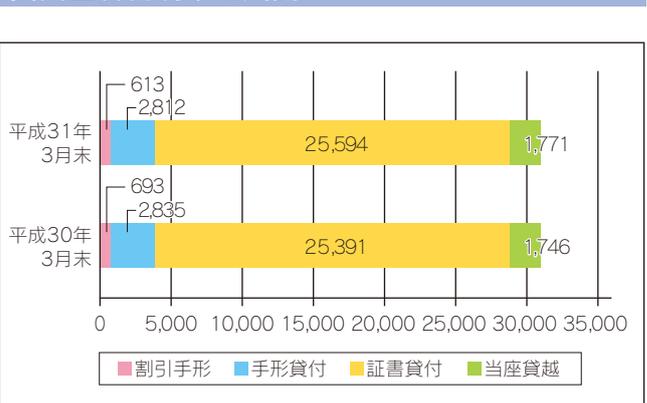
	28年度	29年度	30年度
残高	—	—	—
平均残高	—	—	—

資出金等に関する指標

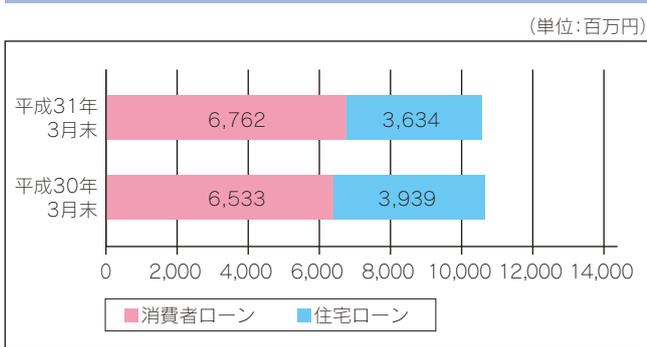
貸出金科目別残高



貸出金科目別平均残高



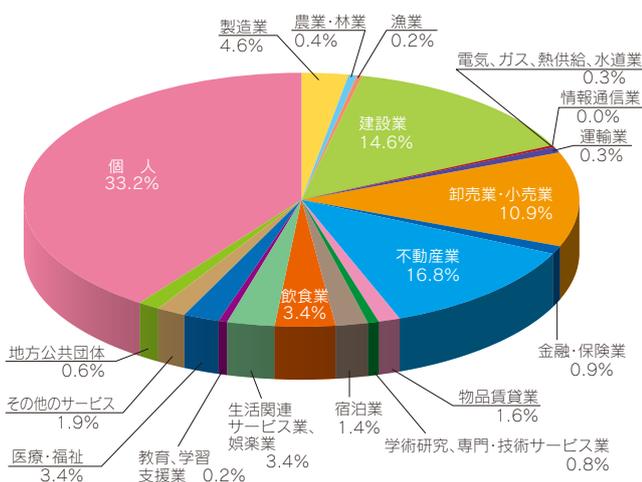
消費者ローン・住宅ローン



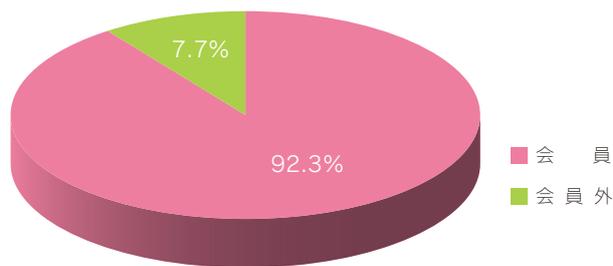
貸出金業種別残高・会員会員外別・貸出金使途別・金利区分別内訳

(単位:残高:百万円/構成比:%)

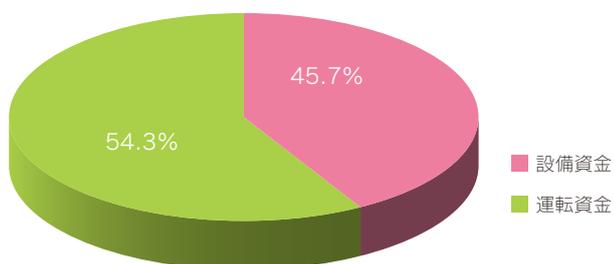
	平成30年3月末			平成31年3月末	
	金額	比率		金額	比率
製造業	1,342	4.3%	製造業	1,440	4.6%
農業、林業	146	0.5%	農業、林業	137	0.4%
漁業	77	0.2%	漁業	67	0.2%
鉱業	-	-	鉱業	-	-
建設業	4,356	14.0%	建設業	4,588	14.6%
電気、ガス、熱供給、水道業	118	0.4%	電気、ガス、熱供給、水道業	110	0.3%
情報通信業	6	0.0%	情報通信業	6	0.0%
運輸業	121	0.4%	運輸業	112	0.3%
卸売業・小売業	3,621	11.6%	卸売業・小売業	3,434	10.9%
金融・保険業	261	0.8%	金融・保険業	301	0.9%
不動産業	5,245	16.9%	不動産業	5,267	16.8%
物品賃貸業	496	1.6%	物品賃貸業	529	1.6%
学術研究、専門・技術サービス業	275	0.9%	学術研究、専門・技術サービス業	275	0.8%
宿泊業	586	1.9%	宿泊業	459	1.4%
飲食業	1,111	3.6%	飲食業	1,086	3.4%
生活関連サービス業、娯楽業	1,031	3.3%	生活関連サービス業、娯楽業	1,067	3.4%
教育、学習支援業	51	0.2%	教育、学習支援業	80	0.2%
医療・福祉	950	3.1%	医療・福祉	1,067	3.4%
その他のサービス	578	1.9%	その他のサービス	615	1.9%
地方公共団体	263	0.8%	地方公共団体	212	0.6%
個人	10,472	33.7%	個人	10,396	33.2%
合計	31,116	100.0%	合計	31,260	100.0%
会員	28,507	91.6%	会員	28,840	92.3%
会員外	2,608	8.4%	会員外	2,419	7.7%
設備資金	14,236	45.8%	設備資金	14,273	45.7%
運転資金	16,879	54.2%	運転資金	16,986	54.3%
固定金利	12,296	39.5%	固定金利	12,076	38.6%
変動金利	18,820	60.5%	変動金利	19,184	61.4%



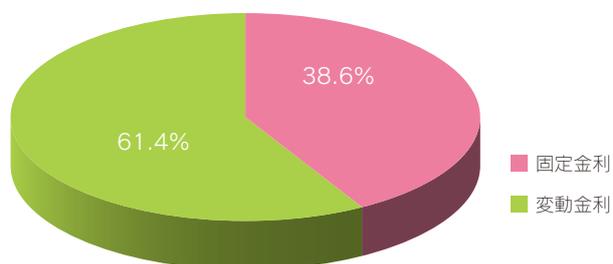
会員、会員外別貸出金残高比率



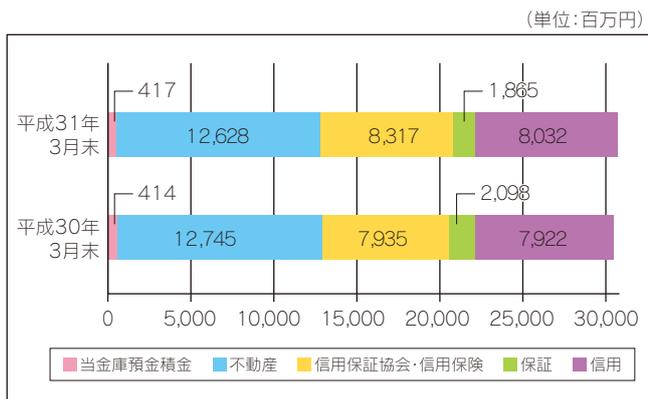
貸出金資金使途別残高比率



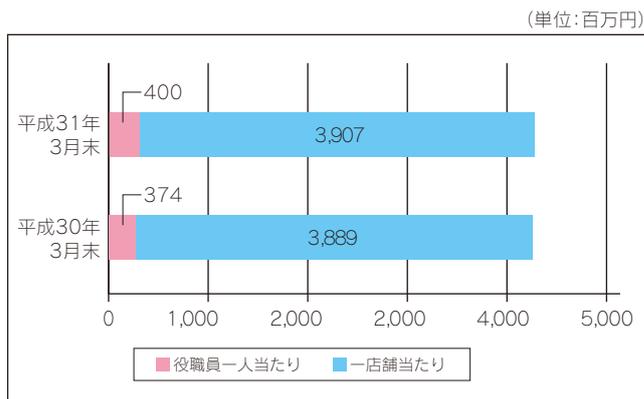
貸出金金利種類別残高比率



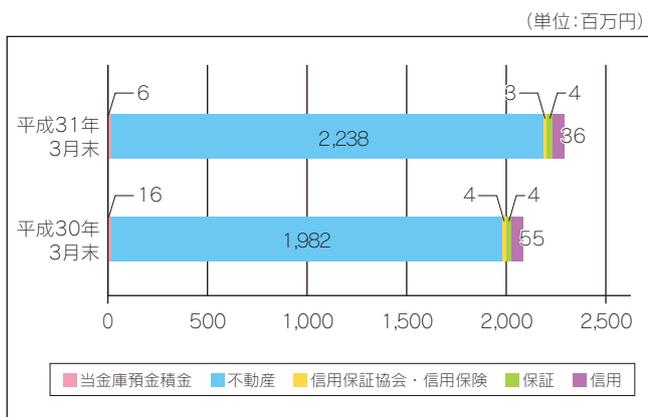
貸出金担保別残高



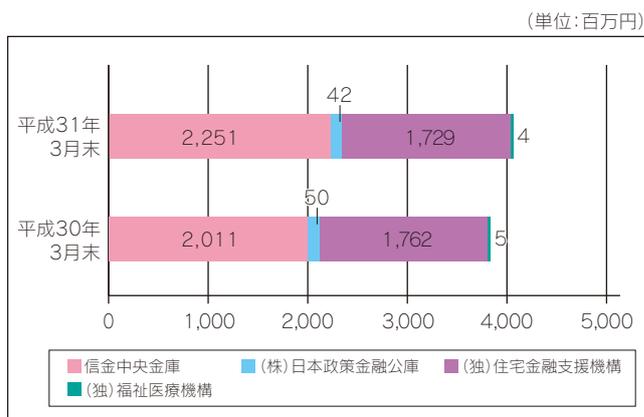
役員1人当たり、1店舗当たり貸出金残高



債務保証見返の担保別内訳



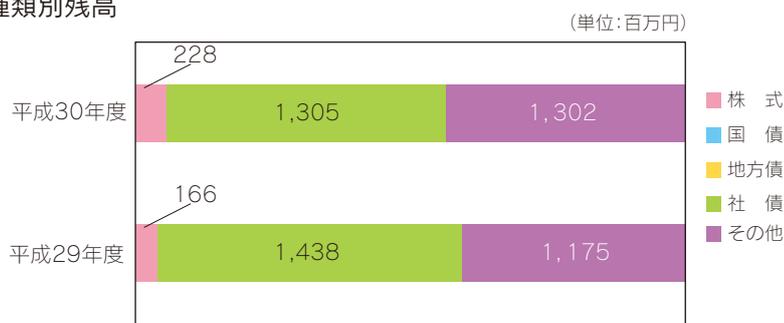
代理貸付機関別残高



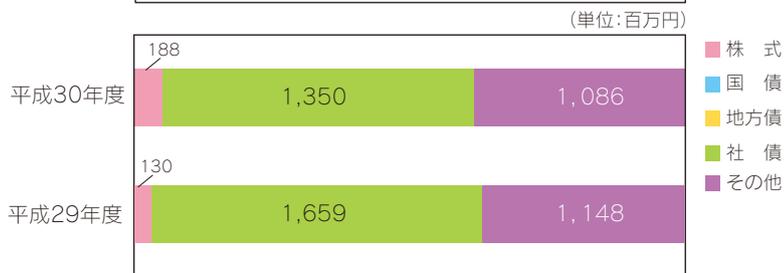
有価証券に関する指標

有価証券の種類別残高

● 期末残高



● 平均残高



尚、有価証券の保有区分については「金融商品に係る会計基準」に基づき、保有目的により、売買目的・満期保有目的・子会社及び関連会社・その他有価証券に区分することになっており、当金庫は保有の有価証券すべて、その他有価証券にて保有しております。

1. 売買目的有価証券

売買目的の有価証券は保有していません。

2. 満期保有目的の有価証券

満期保有目的の有価証券は保有していません。

3. その他有価証券の評価損益等

(単位:百万円)

区 分	種 類	平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	39	31	8	43	31	12
	債 券	1,081	1,071	9	1,305	1,297	7
	(国 債)	—	—	—	—	—	—
	(地方債)	—	—	—	—	—	—
	(社 債)	1,081	1,071	9	1,305	1,297	7
	そ の 他	986	823	163	1,253	1,073	180
小 計	2,157	1,976	181	2,603	2,402	201	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	64	66	△ 2	121	132	△ 10
	債 券	357	357	△ 0	—	—	—
	(国 債)	—	—	—	—	—	—
	(地方債)	—	—	—	—	—	—
	(社 債)	357	357	△ 0	—	—	—
	そ の 他	188	200	△ 11	48	50	△ 1
小 計	560	574	△ 13	170	182	△ 12	
合 計	2,718	2,550	168	2,773	2,585	188	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当する株式はありません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	63	63
合 計	63	63

■有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	平成29年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	340	556	449	51	40	—	—	1,438
株 式	—	—	—	—	—	—	166	166
その他の証券	63	90	—	220	402	—	397	1,175
区 分	平成30年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	331	445	459	38	30	—	—	1,305
株 式	—	—	—	—	—	—	228	228
その他の証券	51	51	—	226	517	—	455	1,302

■商品有価証券

過去2年間に該当の取引実績がございません。

■デリバティブ取引

過去2年間に該当の取引実績がございません。

■金銭の信託

過去2年間に該当の取引実績がございません。

■第102条第1項第5号に掲げる取引

過去2年間に該当の取引実績がございません。

管理債権の開示

信用金庫法に基づくリスク管理債権の状況

(単位:百万円)

項 目	平成29年度	平成30年度
リスク管理債権合計額 (A)	1,464	1,227
破綻先債権額 (a)	70	24
延滞債権額 (b)	1,068	843
3ヶ月以上延滞債権額 (c)	27	54
貸出条件緩和債権額 (d)	298	304
うち担保、保証付与信額 (e) (B)	1,056	949
回収に懸念のある債権額 (C) = (A) - (B)	407	278
貸倒引当金 (D)	486	345
個別貸倒引当金 (f)	407	278
一般貸倒引当金	78	67
総貸出金に対する貸出金(A)の比率	4.70%	3.92%
回収に懸念のある債権額に対する引当率	100.00%	100.00%

[項目の説明]

- 「破綻先債権」(a)とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 更生手続開始の申立てがあった債務者。
 - 再生手続開始の申立てがあった債務者。
 - 破産手続開始の申立てがあった債務者。
 - 特別清算開始の申立てがあった債務者。
 - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者。
- 「延滞債権」(b)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金。
 - 債権者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金。
- 「3ヶ月以上延滞債権」(c)とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」(d)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額(a,b,c,d)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」(e)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
- 「個別貸倒引当金」(f)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(a)・延滞債権額(b)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

金融再生法による債権額の開示

金融機能の安定と再生を図ることを目的として、平成10年10月に「金融再生法」が施行され、この法律に基づく開示基準について公表することで、当金庫の債権の全容をあらわす開示内容となっています。この開示基準は信用金庫法に基づくリスク管理債権が貸出金を対象とするのに対し、金融再生法基準は貸出金のほか、外国為替、未収利息、仮払金、債務保証見返を含みます。

(単位:百万円)

項 目 区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	金 額	総与信額に対する比率	金 額	総与信額に対する比率	金 額	総与信額に対する比率
金融再生法上の開示債権 (A)	1,319	4.04%	1,464	4.40%	1,227	3.65%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	304	0.93%	366	1.10%	386	1.15%
危険債権額	602	1.84%	772	2.32%	482	1.43%
要管理債権額	412	1.26%	325	0.98%	359	1.07%
正常債権額	31,295	95.95%	31,748	95.59%	32,354	96.34%
合 計	32,615	100.00%	33,213	100.00%	33,582	100.00%
保 全 額 (B)	1,000		1,237		1,037	
貸 倒 引 当 金 (C)	302		432		301	
一 般 貸 倒 引 当 金 (※)	4		24		23	
個 別 貸 倒 引 当 金	298		407		278	
担 保 ・ 保 証 等 (D)	698		805		735	
保 全 率 (B) / (A)	75.77%		84.49%		84.54%	
担保・保証等控除後債権に対する引当率	48.56%		65.55%		61.40%	

(※) 要管理先に係る一般貸倒引当金です。

【項目の説明】

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題のない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般貸倒引当金	49	78	67
個別貸倒引当金	298	407	278
合 計	347	486	345

貸出金償却

(単位:百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
貸 出 金 償 却	—	—	—

当金庫の子会社

当金庫には関連会社及び子会社はございません。

役員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	47

(注) 1. 対象役員に該当する理事は3名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」41百万円、「賞与」一百万円、「退職慰労金」5百万円となっております。

なお、「賞与」の支払い及び役員賞与引当金の繰り入れはありませんでした。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員に該当する者はいませんでした。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成30年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

業 界 団 体

(社)全国信用金庫協会
(全信協)

全国の信用金庫を会員とする業界の利益代表機関。信用金庫の業務・運営に関する調査・研究を行い、関係官庁などに対する建議・答申・連絡などを代表して行っています。また、業界全体のイメージアップを図るため、マスコミなどへのPR活動を展開しています。

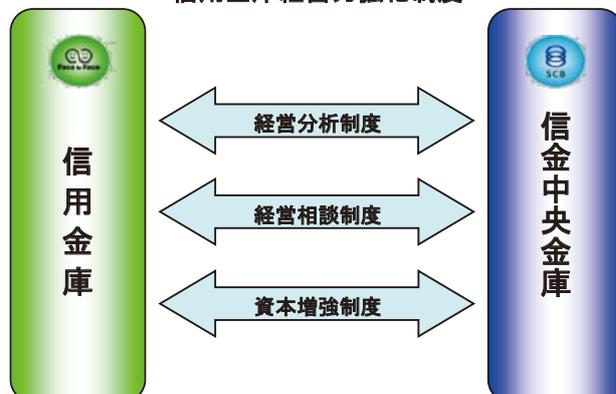
信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする信用金庫の「中央金融機関」です。昭和25年に設立され、平成12年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

信金中央金庫は、「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持ち、信用金庫業界の発展のため、さまざまな金融業務を展開しています。

信用金庫の中央金融機関としての役割

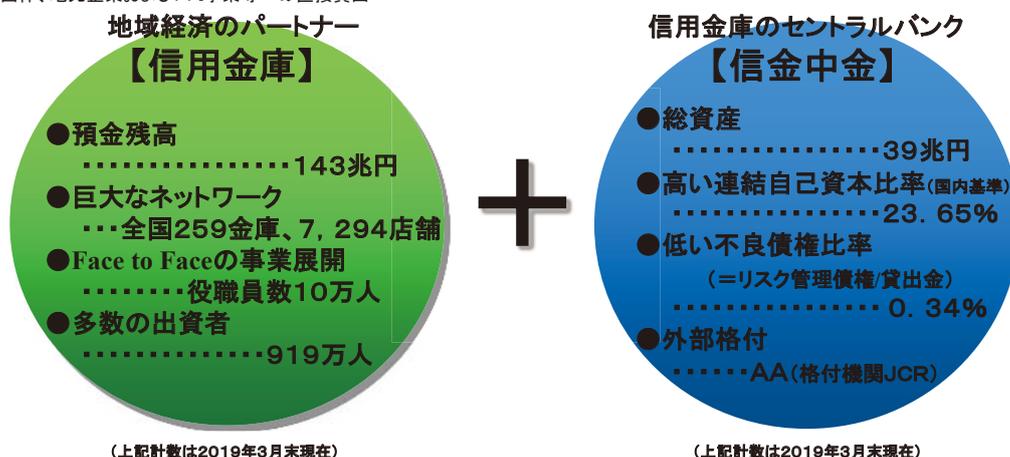
- 信用金庫の業務機能の補完
 - 【信用金庫業界のネットワークを活用した業務】
 - ・信用金庫が主催するビジネスフェアへの大手バイヤー企業の招聘、カタログによる販路拡大支援
 - 【信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート】
 - ・中小企業経営改善支援、地域活性化支援、海外業務支援
 - 【信用金庫の市場関連業務のサポート】
 - ・デリバティブ取引、外国為替・外貨資金取引、有価証券取引、投信窓販業務の支援
 - 【信用金庫の決済業務のサポート】
 - ・資金決済業務、国債振替決済業務、一般債・短期社債振替決済業務
- 信用金庫業界の信用力の維持・向上
 - ・信用金庫業界のセーフティネットの運営(信用金庫経営力強化制度、信用金庫相互援助資金制度)

信用金庫経営力強化制度



個別金融機関としての役割

- 総合的な金融サービスを提供する金融機関
 - ・預貸金業務・為替業務、金融債の発行業務
 - ・公共債の引受け、私募債の取扱い
 - ・子会社を通じた、個人向け無担保ローンの保証、証券業務、投資運用業務、投資業務、M&A仲介業務
- わが国为数の機関投資家
 - ・38兆円にのぼる運用資産
- 地域社会に貢献する金融機関
 - ・地方公共団体、地元企業およびPFI事業等への直接貸出



信金中金グループ (2019年3月末現在)						
しんきん証券(株)	信金インターナショナル(株)	しんきんアセットマネジメント投資(株)	信金ギャランティ(株)	信金キャピタル(株)	(株)しんきん情報システムセンター	信金中金ビジネス(株)
・証券業務 有価証券の売買、デリバティブ取引、引受等 ・資本金200億円 (100%出資)	・証券業務 ユーロ市場における債券の売買業務、仲介業務、引受業務等 ・資本金30百万円 (100%出資) ロンドンの現地法人として設立	・投資運用業務 投資一任契約資産の運用業務および投資信託財産の運用業務 ・資本金2億円 (100%出資)	・消費者信用保証業務 信用金庫における個人向け無担保ローンの拡大支援 信用金庫取引先等への個人向け無担保ローンの保証業務 ・資本金10億円 (100%出資)	・投資業務 ・M&A仲介業務 中小企業に対する資本性資金の供給 中小企業の事業承継ニーズ等に対応するための、事業承継、M&A仲介業務 ・資本金490百万円 (100%出資)	・データ処理の受託業務等 国内為替サービスやCD/ATMサービス等の信用金庫業界のネットワークシステムの開発・運用 信用金庫業務にかかる各種の業務処理システムの開発・運用 ・資本金45億円 (50.7%出資)	・事務処理の受託業務等 信金中金の業務の効率化・合理化に資するため、信金中金から各種の事務処理を受託 ・資本金70百万円 (100%出資)

銀行法第21条第1項前段に規定する省令で定める事項の目次

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 理事及び監事の氏名及び役職名	2
ロ. 事業所の名称及び所在地	52
ハ. 事業の組織	3
2. 金庫の主要な事業の内容	9
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	8
ロ. 直近の五事業年度における主要な事業を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	32
(2) 経常利益又は経常損失	32
(3) 当期利益又は当期損失	32
(4) 出資総額	32
(5) 出資総口数	32
(6) 純資産額	32
(7) 総資産額	32
(8) 預金積金残高	32
(9) 貸出金残高	32
(10) 有価証券残高	32
(11) 単体自己資本比率	32
(12) 出資に対する配当金	32
(13) 職員数	3
ハ. 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	32
(2) 預金に関する指標	34
(3) 貸出金等に関する指標	35
(4) 有価証券に関する指標	37
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ. 内部統制基本方針	13
ロ. リスク管理の体制	15
ハ. 法令遵守の体制	16
5. 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	26～31
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
○管理債権の開示	
(1) 破綻先債権	39
(2) 延滞債権	39
(3) 3カ月以上延滞債権	39
(4) 貸出条件緩和債権	39
○金融再生法による債権額の開示	40
ハ. 自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況	44～45
二. 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	37
(2) 金銭の信託	39
(3) 第102条第1項第5号に掲げる取引	39
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
ヘ. 貸出金償却の額	40

自己資本の充実の状況等について

1. 自己資本の状況について

(1) 自己資本の構成に関する事項(平成30年度)

(単位:百万円)

項 目	平成29年度	経過措置による 不算入額	平成30年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	3,626		3,721	
うち、出資金及び資本剰余金の額	283		285	
うち、利益剰余金の額	3,347		3,442	
うち、外部流出予定額(△)	5		5	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	78		67	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	78		67	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第3項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第5項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,704		3,789	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0	0	
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0	0	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	
適格引当金不足額	—	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
前払年金費用の額	49	35	61	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	49		62	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	3,655		3,726	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	30,221		30,642	
資産(オン・バランス)項目	28,616		28,695	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△435		—	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	0		—	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	35		—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第5項又は第6項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	△470		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス取引等項目	1,605		1,946	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—		—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,764		1,717	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	31,986		32,359	
自己資本比率				
自己資本比率(ハ)÷(ニ)	11.42%		11.51%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」にもとづき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

○自己資本の充実度に關する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うとにより自己資本を充実させ、経営の健全性安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額	28,616	1,144	28,695	1,147
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	28,616	1,144	28,695	1,147
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	—	—	—	—
金融機関向け	6,396	255	6,681	267
法人向け	7,564	302	6,315	252
中小企業等・個人向け	7,820	312	7,794	311
抵当権付住宅ローン	999	39	1,068	42
不動産取得等事業向け	2,543	101	1,682	67
三月以上延滞等	548	21	505	20
取立未済手形	1	0	2	0
信用保証協会等	671	26	334	13
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	1,030	41	1,182	47
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	1,040	41	3,129	125
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等 に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調 整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポ ージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	1,040	41	3,129	125
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンドのうち、個々の資産 の把握が困難な資産)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	0		
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったも のの額	470	18		
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—		
⑦中央清算期間関連エクスポージャー	0	0	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	1,764	70	1,717	68
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	30,381	1,215	30,413	1,216

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、
 外国の中央政府以外の公共部門(当該圏内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、
 欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー
 及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで
 5. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

2. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

リスク管理の方針及び手続の概要

(1) 信用リスクとは、貸出を行なっている先の業況悪化や倒産等から貸出利息や元本の返済が契約通りに行なわれなくなるリスクの事で、経営に最も影響を与えるリスクの一つです。

当金庫では、与信判断の基本的な考え方を示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。信用リスクの評価は、当金庫の与信の基本的な方針である「小口多数取引」の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、金額段階別、さらには大口与信先の管理などさまざまな角度からの分析に注力しております。また、信用リスクを計測するため、ALMシステムを導入し、リスク計量をベースとした統合リスク管理態勢構築の準備を進めております。

以上、信用リスク管理の状況については、定期的あるいは必要に応じて常務会に報告する態勢を整備しております。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別） （単位：百万円）

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引※3		債 券		デリバティブ取引※1		三月以上延滞エクスポージャー※2	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
製 造 業	1,534	1,788	1,534	1,788	—	—	—	—	20	23
農 業 ・ 林 業	160	155	160	155	—	—	—	—	—	—
漁 業	95	81	95	81	—	—	—	—	5	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	5,098	5,355	5,098	5,355	—	—	—	—	60	61
電気・ガス・熱供給・水道業	210	196	310	196	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	13	13	13	13	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	221	210	221	210	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	4,137	4,012	4,137	4,012	—	—	—	—	68	4
金 融 ・ 保 険 業	32,046	33,440	30,846	32,340	1,199	1,100	—	—	3	—
不 動 産 業	4,799	5,203	4,799	5,203	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	503	535	503	535	—	—	—	—	—	—
学術研究・技術サービス	327	315	327	315	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	587	460	587	460	—	—	—	—	63	—
飲 食 業	1,586	1,546	1,586	1,546	—	—	—	—	71	76
生活関連サービス業	1,306	1,346	1,306	1,346	—	—	—	—	307	445
教育、学習支援業	72	97	72	97	—	—	—	—	—	—
医 療 福 祉	1,154	1,287	1,154	1,287	—	—	—	—	8	—
そ の 他 サ ー ビ ス	739	757	739	757	—	—	—	—	1	1
国・地方公共団体等	1,091	1,108	861	910	229	197	—	—	—	—
個 人	8,377	8,291	8,377	8,291	—	—	—	—	44	47
そ の 他	3,919	3,592	3,919	3,592	—	—	—	—	41	56
業 種 別 合 計	67,984	69,796	66,554	68,499	1,429	1,297	—	—	698	716
1 年 以 下	24,320	22,278	23,980	21,948	339	329	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	9,364	10,704	8,812	10,260	551	443	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	3,832	3,901	3,384	3,445	447	456	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	4,408	4,246	4,358	4,209	49	36	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下	5,000	5,064	4,960	5,034	39	29	—	—		
1 0 年 超	13,050	13,541	13,050	13,541	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	8,008	10,058	8,008	10,058	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	67,984	69,796	66,554	66,554	1,429	1,297	—	—		

(注) 1. 当金庫は、デリバティブ取引は該当ありません。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーの事です。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託等が含まれます。

※当金庫は、圏内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(2) 信用コストである貸倒引当金は、当金庫の「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとにそれぞれ算定しております。尚、自己査定の結果については、監査法人による監査を受け、適正な資産計上を行っております。

一般貸倒引当金の計上基準に関しては、「正常先」「その他要注意先」「要管理先」の与信額について各々の債務者区分ごとの貸倒実績率に基づいて予想損失率を乗じて算出しております。予想損失率の算定については、原則、貸倒実績率=予想損失率としております。尚、要管理先の貸倒実績率(以下「実績率」)については、その実績率が「その他要注意先」の実績率を下回った場合に限り、「その他要注意先」の実績率と同率を採用することにしてあります。

個別貸倒引当金に関しては、「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」各々の債務者区分ごとの与信額について、担保・保証及び回収可能見込額等を除いた未保全額に対して発生したⅢ分類及びⅣ分類額の全額について個別貸倒引当金勘定への繰入を行っております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成29年度	49	78	—	49	78
	平成30年度	78	67	—	78	67
個別貸倒引当金	平成29年度	298	407	10	287	407
	平成30年度	407	278	125	282	278
合 計	平成29年度	347	486	10	336	486
	平成30年度	486	345	125	360	345

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金											
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
					目的使用		その他					
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
製 造 業	4	5	5	7	—	—	4	5	5	7	—	—
農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林 業	6	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	5	5	5	—	—	5	5	—	5	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	25	55	55	51	4	—	21	55	55	51	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	70	68	68	17	—	57	70	11	68	17	—	—
金 融 ・ 保 険 業	—	1	1	1	—	—	—	1	1	1	—	—
不 動 産 業	—	7	7	7	—	—	—	7	7	7	—	—
各 種 サ ー ビ ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	53	62	62	—	—	62	53	—	62	—	—	—
飲 食 業	9	10	10	11	—	—	9	10	10	11	—	—
生活関連サービス、娯楽業	80	157	157	167	—	—	80	157	157	167	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 サ ー ビ ス	0	0	0	1	—	—	0	0	0	1	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	32	15	15	11	—	—	32	15	15	11	—	—
合 計	298	407	407	278	10	125	287	282	407	278	—	—

(注)①当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

②業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

○リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用することとしています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っていません。

格付機関：(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JRC)、ムーディーズ、S&P、フィッチ

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付(適用)有り	格付(適用)無し	格付(適用)有り	格付(適用)無し
0%	—	1,548	—	2,518
10%	—	4,175	—	3,553
20%	—	30,986	—	32,619
35%	—	2,868	—	3,092
50%	100	—	—	4,208
75%	3,839	8,558	3,950	4,296
100%	194	12,547	190	12,452
150%	6	472	1	158
250%	—	80	—	52
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	4,140	61,238	4,141	62,950

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法に関する管理方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様に十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

・信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	762	1,100	4,040	4,141	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人向け	272	505	194	190	—	—
④中小企業等・個人向け	403	544	3,839	3,950	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	27	40	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	58	10	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	—	—	6	1	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

・当金庫は該当する取引を行っておりません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

・当金庫は証券化取引を行っておりません。

6. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「各種リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行いリスクの顕現下の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部営業店が一体となり、厳正な「事務取扱い要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や事務改善委員会の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めています。システム・リスクについては、「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理体制の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等にたいする説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理体制の整備に努めております。

オペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用していく方針であります。さらなる高度化を目指しリスクデータの蓄積をしております。現状一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、各々担当部署がその改善・管理状況を審議し検討を行うとともに主管部署による管理状況を常務会、理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、保有しております上場株式、株式関連投資信託に係るリスク認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。株式関連商品への投資は、毎年定めている余裕資金運用計画に基づきポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、厳格な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫では協会発行「資金運用の経理処理」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	平成29年度額		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式	647	647	718	718
非 上 場 株 式 等	326	—	326	—
合 計	974	647	1,044	718

(注) 1) 投資信託の裏付け資産のうち「出資等エクスポージャー」に該当するものは、一括して上場株式等を含めております。

2) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

3) 非上場株式等には、信金中央金庫に対する出資金262百万円を含んでおります。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
売 却 益	42	—
売 却 損	—	—
償 却	—	0

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
評 価 損 益	—	—

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

・子会社株式及び関連会社株式は保有していません

8. 金利リスクに関する事項

○定性的開示事項(銀行勘定の金利リスク(IRRB)に係る開示事項)※

銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に対する影響を示しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(ΔEVEによる上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シュミレーションによる収益への影響度などの計測を行い、常務会等で協議・検討を行うなど、当金庫が抱える金利リスクに応じた適切な管理体制を構築しております。

金利リスク計測の頻度は、四半期月末を基準日として、四半期ごとにIRRBで計測しております。

(※銀行勘定の金利リスク(IRRB:Interest Risk in the Banking Book)とは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除く全ての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。)

(2)金利リスクの算定方法の概要

開示公示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE(※)並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(※IRRBのうち、金利ショックに対する経済価値の減少額として計測されるものであって、開示公示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。)

(a)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c)流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d)固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(e)複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、 Δ EVEが正となる通貨のみを単純合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

(f)スプレッドに関する前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利やキャッシュ・フローにスプレッドは含めていません。

(g)内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用していません。

(h)前事業年度末の開示からの変動に関する説明

開示初年度であるため記載していません。

(i)計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%に対し、当金庫の資産・負債の構成からみて、妥当な範囲に収まっていると考えております。

IRRBB：金利リスク			
項番		Δ EVE	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	706	
2	下方パラレルシフト	0	
3	スティープ化	260	
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値	706	
		当期末	前期末
8	自己資本額	3,726	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末のみを開示しております。

なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(平成29年度)は、549百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、200BPV(市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量)によるものであり、当期末の Δ EVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

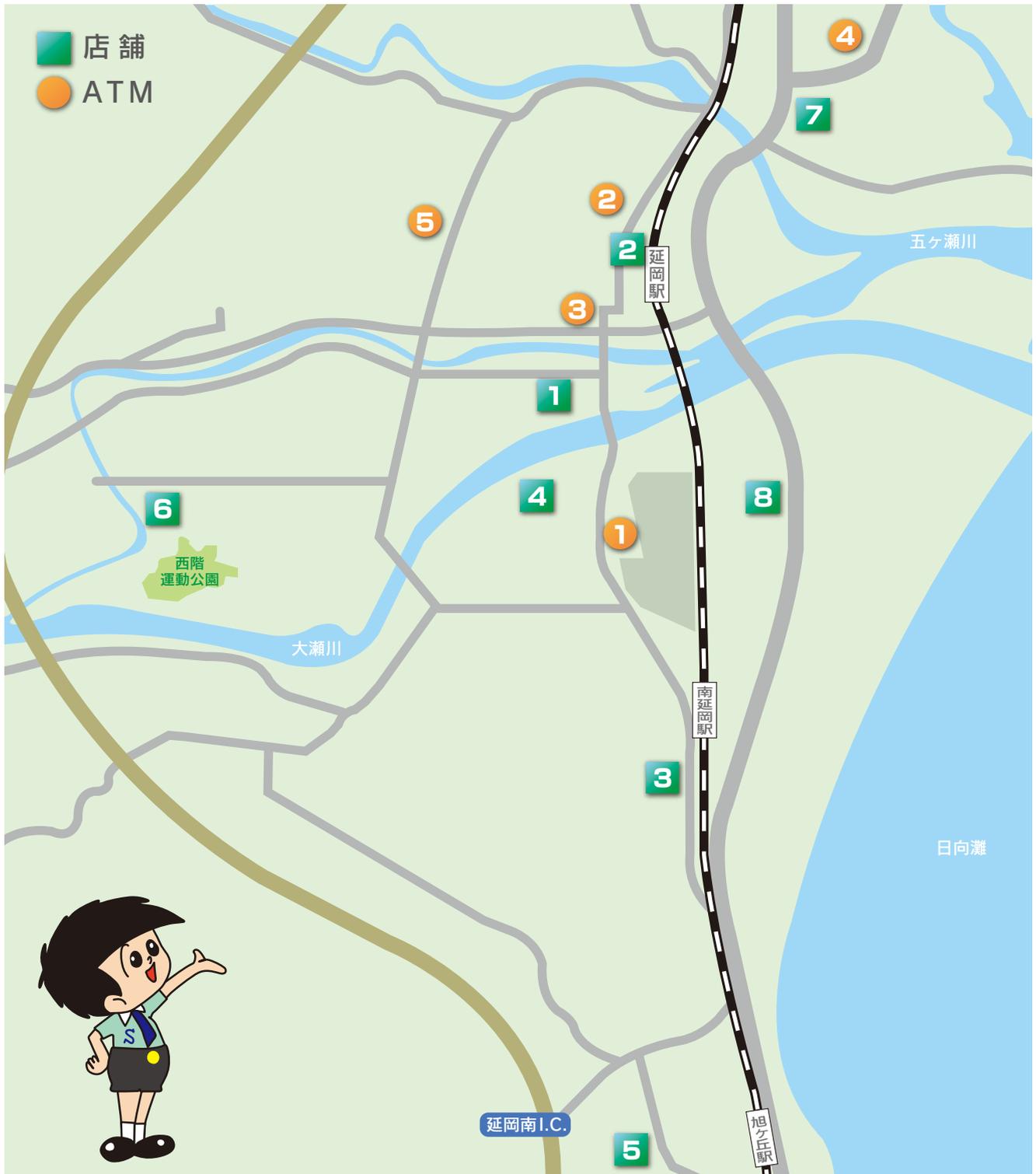
○銀行勘定における金利リスクは、金融機関が保有する資産・負債のうち、市場金利に影響をうけるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が金利ショック(金利の変化(衝撃))により発生するリスク量をみるものです。

Δ EVE(平成30年度)

$$\frac{\text{銀行勘定の金利リスク量(706百万円)}}{\text{自己資本の額(3,726百万円)}} \times 100 = 18.94\%$$

※ 自己資本の額 = 「コア資本に係る基礎項目の額」 - 「コア資本に係る調整項目の額」

店舗・CD・ATMコーナー所在地



店舗所在	
1 本店	☎33-5221 延岡市南町1丁目4-3
2 駅前支店	☎33-3115 延岡市幸町3丁目7
3 南延岡支店	☎33-5522 延岡市構口町2丁目805-3
4 安賀多支店	☎33-2196 延岡市三ツ瀬町1丁目4-13

店舗所在	
5 一ヶ岡支店	☎37-4141 延岡市北一ヶ岡4丁目3-12
6 西階支店	☎33-0133 延岡市野地町6丁目5317-1
7 北支店	☎33-1811 延岡市柚の木田町1303-1
8 出北支店	☎28-2111 延岡市出北1丁目26-23

店外ATM所在	
1	イオン延岡
2	マックスバリュ岡富店
3	サンフレッシュむしか えびす店
4	サンフレッシュむしか 本店
5	イオン多々良店

みんなのために、ひとりのために



<http://www.nobeshin.jp/>

ホームページを開設しておりますのでご利用ください。